

# 官報号外

## 平成元年三月三十一日

### ○国・会 参議院会議録第八号

平成元年三月三十一日(金曜日)

午後三時四十六分開議

○議事日程 第八号

平成元年三月三十一日

午後三時開議

第一 農業協同組合会員法の一部を改正す

る法律案(衆議院提出)

第二 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原

諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第三 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

第四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国立劇場法の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

第六 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 地方税法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

第八 消防施設強化促進法の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 新東京国際空港周辺整備のための国財

平成元年三月三十一日(金曜日)

午後三時四十六分開議

○議事日程 第八号

平成元年三月三十一日

午後三時開議

第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づ

き、承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 租税特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

第三 関税税率等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行へ

の加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 原子力損害賠償に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 委員会の決定の理由

一、委員会の決定の理由

一、平成元年度一般会計暫定予算

別会計暫定予算及び平成元年度政府関係機関暫

定予算並びに暫定財政投融資計画は、平成元年

度本予算が年度内に成立することが困難となつ

たことに伴い、平成元年四月一日から同年五月

二十日までの期間に係る応急的な措置として編

成されたものである。

一般会計暫定予算是、歳出において、暫定予

算期間中における人件費、事務費等の経常的経

費のほか、既定施策に係る経費について行政運

営上必要最小限の金額を計上することとし、教

育及び社会政策上等の配慮から特に措置すること

が適当と認められるものを除き、新規の施策

に係る経費は原則として計上しないこととして

いる。なお、「國の補助金等の整理及び合理化

並びに臨時特例等に関する法律」(仮称)に係る

ものについては、必要な経費を計上することと

している。また、公共事業関係費については、

元年予算額に対し、一般公共事業ではおおむ

ねその四分の一を、災害復旧等事業費ではおお

むねその三分の一をそれぞれ目途として計上す

ることとしている。

歳入においては、税収及びその他収入につい

ての暫定予算期間中の収入見込額並びに前年度

剩余金を計上するほか、公債金について、暫定

予算期間中において「財政法」第四条第一項ただ

し書の規定により発行する公債一兆五千八百億

円の公債金收入を計上することとしている。

この結果、平成元年度一般会計暫定予算の総

額は、歳入二兆八千四百三十一億円、歳出九兆

二千二百四十五億円であって、差引き六兆三千

八百十四億円の歳出超過となるが、国庫の資金

繰りについて、必要に応じ大蔵省証券を発行

することができるとしている。

特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算

の例に準じ、所要資金を暫定財政投融資計画に計上している。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

#### 平成元年度一般会計暫定予算

右は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月三十日

参議院議長 原 健三郎  
衆議院議長 原 健三郎

平成元年度特別会計暫定予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月三十日

参議院議長 土屋 義彦殿  
衆議院議長 原 健三郎

平成元年度政府関係機関暫定予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月三十日

参議院議長 原 健三郎  
衆議院議長 原 健三郎

○初村滝一郎君  
元年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成元年度予算の年度内成

立が困難な事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の編成は、本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出については、暫定期間中における人件費、事務費等の経常経費のほか、既定施策経費については行政運営上必要最小限度の額にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないことにしております。

なお、公共事業関係費は、一般公共事業及び災害復旧事業に分け、それぞれ本予算の四分の一及び三分の一を計上しております。

一方、歳入については、暫定予算期間中の税収及び税外収入、建設国債発行予定額を見込むほか、前年度剩余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入二兆八千四百三十一億円、歳出九兆二千二百四十五億円で、六兆三千八百十四億円の歳出超過となります。が、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができるとしており

ります。

特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても、一般会計に準じて編成されております。

暫定予算三案は、三月二十九日国会に提出され、三十日衆議院からの送付を待つて、本日、大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりましたが、そ

の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、直ちに採決を行い、平成元年度暫定予算三案はいづれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君)  
これまで議題となりました平成元年度内成の審議に巻き込まれて異例の長期暫定予算にございました。この問題は、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等の適用期間を平成四年三月三十一日まで延長するとともに、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、譲税の特例措置が適用されるよう所要の改正を行うものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

立が困難な事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の編成は、本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出については、暫定期間中における人件費、事務費等の経常経費のほか、既定施策経費については行政運営上必要最小限度の額にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないことにしております。

なお、公共事業関係費は、一般公共事業及び災害復旧事業に分け、それぞれ本予算の四分の一及び三分の一を計上しております。

一方、歳入については、暫定予算期間中の税収及び税外収入、建設国債発行予定額を見込むほか、前年度剩余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入二兆八千四百三十一億円、歳出九兆二千二百四十五億円で、六兆三千八百十四億円の歳出超過となります。が、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができるとしており

ます。

特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても、一般会計に準じて編成されております。

暫定予算三案は、三月二十九日国会に提出され、三十日衆議院からの送付を待つて、本日、大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりましたが、そ

の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、直ちに採決を行い、平成元年度暫定予算三案はいづれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、三案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長福田宏一君。

審査報告書

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成元年三月二十八日

農林水産委員長 福田 宏一

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等の適用期間を平成四年三月三十一日まで延長するとともに、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、譲税の特例措置が適用されるよう所要の改正を行うものであつて、おおむね妥当な措置と認める。



事業に類する措置」について早期に結論をまとめる」と、右決議する。

### 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法

振興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月二十四日

参議院議長 士屋 義彦殿

衆議院議長 原 健三郎

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島

第一条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「五箇年」を「十箇年」に改め

る。

第十一条の二第一項中「金融の円滑化を図る」を「資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励する」に改め、同条第六項中「取りくすして」を「取り崩して」た、「補てんできない」を「補てんできない」に、「補てんできなかつた」を「補てんできなかつた」に改め、同条第八項中「附隨する」を「付隨する」に改め、同項に次の一号を加える。

10 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第十一条の三第七項中「及び第五号」を「から第六号まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を

「平成六年三月三十一日」に改める。

（小笠原諸島振興特別措置法の一部改正）

第二条 小笠原諸島振興特別措置法（昭和四十四

六 農林畜水産物の加工度の高い工業、産業

の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美

群島における産業の振興開発のために必要

な事業で政令で定めるものを行う事業者に

対する当該事業に必要な資金の出資

第十条の二第九項を次のように改める。

9 基金は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第十条の二第十六項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「基づく命令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第四号中「とる」を「執る」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十五項を第十七項とし、第十四項を第十六項とし、第十三項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 理事長及び監事は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が任命し、理事は、理事長が内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて任命する。

第十条の二中第十二項を第十三項とし、第十一项を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第一条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「五箇年」を「十箇年」に改め

る。

第十一条の二第一項中「金融の円滑化を図る」を「資金を供給すること等により、一般の金融機

関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨

励する」に改め、同条第六項中「取りくすして」

を「取り崩して」た、「補てんできない」を「補てん

できない」に、「補てんできなかつた」を「補てん

できなかつた」に改め、同条第八項中「附隨す

る」を「付隨する」に改め、同項に次の一号を加える。

年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 小笠原諸島振興開発特別措置法

振興特別措置法の一部を改正する法律案外一件

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

八 観光の開発に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する事項

十 振興開発計画は、平成元年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

第十四条の見出し及び同条第一項中「振興計画」を「振興計画及び振興事業の実施」を「振興開発計画」に改める。

第一条中「振興計画」を「振興開発計画」に、「小笠原諸島振興審議会」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改める。

第二条中「振興計画」を「振興開発計画」に、「小笠原諸島振興開発事業の実施」を「振興開発計画」に改める。

第三条中「振興計画」を「振興開発計画」に、「小笠原諸島振興開発審議会」を「小笠原諸島振興審議会」に改め、同条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「小笠原諸島振興開発審議会」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改め、同条第三項及び第四項中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

第五条の見出し「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改め、同条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第二項中「小笠原諸島振興開発実施計画」を「振興開発計画」に、「小笠原諸島振興審議会」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改め、同条第三項中「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改め、同条第三項中「振興開発実施計画」に改める。

第六条第一項、第七条及び第十条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、「第三章 小笠原諸島振興審議会」を「第三章 小笠原諸島振興開発審議会」に改める。

第七条の前の見出しを「（小笠原諸島振興開発審議会）」に改め、同条第一項中「小笠原諸島の振興」を「小笠原諸島の振興開発」に、「小笠原諸島振興審議会」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改める。

三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保に関する事項

五 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

会」に改める。

第十三条及び第十七条中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

第十八条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、「公立の教育施設の整備事業及び文化財の保護事業」を「教育及び文化の振興に関する事業」(関係法令の規定により都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。)に改める。

第二十条中「振興計画」を「振興開発計画」に、「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改める。

附則第一項中昭和六十四年三月三十一日を「平成六年三月三十一日」に、「振興計画」を「振興開発計画」に、「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改める。

附則第六項中「昭和六十四年分」を「平成六年分」に改める。

**附 則**

(施行期日)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興特別措置法附則第二項の改正規定(昭和六十四年三月三十一日)を「平成六年三月三十一日」に改める部分に限る。は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下「新奄美法」という。)第二条

第一項に規定する振興開発計画が変更されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を同項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

第二十一条(見出しを含む。)中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

附則第二項中昭和六十四年三月三十一日を「平成六年三月三十一日」に、「振興計画」を「振興開発計画」に、「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改める。

附則第六項中「昭和六十四年分」を「平成六年分」に改める。

**附 則**

(施行期日)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法(以下この項において「旧小笠原法」という。)第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三年度以前の予算に係る国負担金又は補助金が平成元年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島振興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興開発審議会」とする。

第五条第一項に規定する振興開発実施計画(以下「振興開発実施計画」という。)で平成元年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとされたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされる理事として在職する者は、その際新奄美法第十条の二第十五項の規定により理事として任命されたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、新奄美法第十条の二第十六項の規定にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興特別措置法(以下この項において「旧小笠原法」という。)第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三年度以前の予算に係る国負担金又は補助金が平成元年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島振興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興開発審議会」とする。

平成元年三月二十八日

参議院議長　土屋　義彦殿

建設委員長　稻村　稔夫

審査報告書

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

一、立ち遅れている居住環境及び居住水準の整備・向上に積極的に取り組むとともに、特に大都市圏の良質な賃貸住宅の供給促進に努めること。

二、住宅金融公庫融資については、融資限度額等貸付条件の充実に引き続き努め、公庫に対する利子補給等の財政援助に特段の配慮を払うこと。

五条第一項に規定する振興開発実施計画(以下「振興開発実施計画」という。)で平成元年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとされたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされる理事として在職する者は、その際新奄美法第十条の二第十五項の規定により理事として任命されたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、新奄美法第十条の二第十六項の規定にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興特別措置法(以下この項において「旧小笠原法」という。)第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三年度以前の予算に係る国負担金又は補助金が平成元年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島振興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興開発審議会」とする。









## 三 構造改善円滑化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 特定商工組合等が構造改善円滑化事業を実施するのに必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

五 構造改善円滑化事業及び特定商工組合等の構成員たる織維事業者が行う構造改善事業が相互に連携して実施される場合にあつては、当該構造改善事業の内容及び実施時期

六 通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その構造改善円滑化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第一号及び第二号に掲げる事項が当該特定商工組合等の構成員たる織維事業者が行う構造改善事業の円滑な実施を図るために有効かつ適切なものであること。

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該構造改善円滑化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

四 前項第五号に掲げる事項が当該構造改善事業及び構造改善円滑化事業を効果的に実施するため適切なものであること。

（構造改善円滑化計画の変更等）  
第五条の三 前項第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る構造改善円滑化計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。

2 通商産業大臣は、前項第一項の承認を受けた

者が当該承認に係る構造改善円滑化計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認構造改善円滑化計画」という。）に従つて構造改善円滑化事業を実施しないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

三 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。

第六条中「承認計画に従つて構造改善事業」を「承認構造改善事業計画又は承認構造改善円滑化計画」に改める。

第七条第一項中「特定組合」の下に「又は特定商工組合等」を加え、「承認計画に従つて構造改善事業」を「承認構造改善事業計画又は承認構造改善円滑化計画」に改め、同条第二項中「特定組合」の下に「又は特定商工組合等」を加え、「承認計画」を「承認構造改善事業計画又は承認構造改善円滑化計画」に改め、同条第二項中「特定組合」の下に「又は特定組合等」を加え、「承認計画」を「承認構造改善事業計画又は承認構造改善円滑化計画」に改め、同号を「構成員」に改める。

第八条中「又は特定組合」を「特定組合又は特定商工組合等」に改める。

第九条中「又は二年」を「一年」に改め、ただし書を削る。

第十一条第三項中「三年」を「二年」に改め、たゞ書を削る。

第十四条第一項第一号中「構造改善事業」の下に「及び構造改善円滑化事業」を加え、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十五条第一項第一号を第七号とし、同項第十九号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第十六条第一項中第五号を第七号とし、同項第十四号中「特定組合」の下に「又は特定商工組合等」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

（織維工業高度化促進施設の整備）  
第十七条 政府は、織維工業の構造改善を効果的に推進するため、織維製品に係る素材又は衣服の見本の収集及び展示、織維製品に係る生産又は加工の技術、意匠、需要動向等に関する情報の収集、整理及び提供、織維事業者等に対する研修、新商品、新技術等に関する織維事業者等による情報の交換の促進その他の織維工業の高度化を促進する事業を総合的に行うための施設（以下「織維工業高度化促進施設」という。）の整備を図るために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 通商産業大臣は、織維工業高度化促進施設の整備が織維製品の生産、流通及び消費の実情に即して行われ、かつ、その運営が全国的に連携して効率的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

備を図るために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 通商産業大臣は、織維工業高度化促進施設の整備が織維製品の生産、流通及び消費の実情に即して行われ、かつ、その運営が全国的に連携して効率的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

三 第四十二条の二第一項中「第四十条第一項第二号」を「第四十条第一項第四号」に、「同項第五号」を「同項第七号」に、「第四十条第一項第一号及び第五号」を「第四十条第一項第四号及び第七号」に改める。

第四十二条の二第一項中「第四十条第一項第二号」を「第四十条第一項第五号」に改める。

四 第四十三条中「第四十条第一項第四号」を「第四十条第一項第三号、第六号及び第九号」に改める。

第五十条の見出しを「財務諸表等」に改め、同条第一項第三号、第六号及び第九号」に改める。

第六十条第一項第三号、第六号及び第九号」に改める。

第七十条第一項第三号、第六号及び第九号」に改める。

第八十条第一項第三号、第六号及び第九号」に改める。

第九十条第一項第三号、第六号及び第九号」に改める。

第十条第一項第三号、第六号及び第九号」に改める。

第十二条第一項中「第四十条第一項第三号」を「第四十条第一項第五号」に改める。

第十三条第一項中「第四十条第一項第四号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

第十四条第一項中「第四十条第一項第五号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

2 通商産業大臣は、前項第一項の規定による特

第四十条第一項中「前項第八号」を「前項第十一号」に改める。

四 第四十二条第一項中「から第四号」を「第一号及び第四号から第六号」に改める。

五 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「及びこれに」を「並びにこれらに」に、「あてる」を「充てる」に改める。

六 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「及び第一号」を加え、「及びこれに」を「並びにこれらに」に、「あてる」を「充てる」に改める。

七 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第一号及び第五号」に改める。

八 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第一号及び第七号」に改める。

九 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第五号」に改める。

十 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

十一 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

十二 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

十三 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

十四 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

十五 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

十六 第四十二条第一項中「第四十条第一項第一号及び第二号」を「第四十条第一項第七号」に改める。

2 通商産業大臣は、前項第一項の規定による特

（産業基盤整備基金の業務）  
構造改善推進業務

第五十八条の二 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十一条に規定する業務の

対するその業務の実施に必要な情報の提供並びにその業務の効率的な実施のための指導及

び助言の業務を行う。

一 繊維工業高度化促進施設の整備の事業に必要な資金の出資

二 前号の業務に附帯する業務

(特定施設整備法の特例等)

第五十八条の三 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十一条

第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び繊維工業構造改善臨時措置法第五十八条の二」とする。

2 前条の規定により基金の業務が行われる場合における該業務に係る資金及び経理について

は、特定施設整備法に規定するもののほか、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第九条に定めるところによるものとする。

第五十九条中「第三項まで」を「第四項まで又は第五条の二第一項」に、「承認計画」を「承認構造改善事業計画」に改め、「構造改善事業」の下に「又は承認構造改善円滑化計画に基づく構造改善円滑化事業」を加える。

第六十二条及び第六十三条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第六十六条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行った」に改める。

第六十七条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第一条中「昭和六十四年六月三十日」を「平成六年六月三十日」に改める。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に繊維工業構造改善事業協会の役員である者の任期については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第四条 産業構造転換円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第一条中「昭和七十一年五月二十九日」を「平成八年五月二十九日」に改める。

(基金の行う出資業務に関する特例)

第九条 基金は、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第

号)の施行前に政府が第十七条の規定により出資した額に相当する金額の一部を繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号。以下「繊維法」という。)第五十八条の二第一号に掲げる業務に必要な資金に充てる

ことができる。

第六十二条及び第六十三条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第六十六条中「三万円」を「二十万円」に改め、同

条第三号中「行なつた」を「行った」に改める。

第六十七条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第一条中「昭和六十四年六月三十日」を「平

成六年六月三十日」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十四号中「第四条第一項第一号」を「第二条第三項」に改め、「特定組合」の下に「若しくは同条第四項に規定する特定商工組合等」を加え、「同項若しくは同条第二項」を「同法第四条第一項」とし、同

条第十二項の表の下欄中「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第二項」の下に「若しくは第三項」を「同法第四条第一項から第三項まで」に改め、「構造改善事業計画」の下に「若しくは同法第五条の二第一項」を「同法第四条第一項」とし、同条第十一項を「同項若しくは同条第二項」に改め、「附則第

八項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同

条第十二項の表の下欄中「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、「附則第

三十二条の三第二項」の下に「若しくは第三項」を「同項若しくは同条第二項」に改め、「同項若しくは同条第十二項」とし、同項の次に次の二項を

加える。

13 指定都市等は、事業所用家屋で構造改善等用共同施設に係るもの的新築又は増築で当該

組合若しくは特定商工組合等又はこれらの直

接若しくは間接の構成員である組合が建築主

であるものに係る新增設事業所床面積に対し

第十四条とし、同条第九項中「第三項第十四号」を「第三項第十五号」に改める。

附則第十五条第四項中「第四条第一項第一号」を「第一条第三項」に改め、「特定組合」の下に

「又は同条第四項に規定する特定商工組合等(政令で定める特定商工組合等に限る。)」を加え、「昭和六十年一月一日」を「繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第二号)に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務」と、第十九条第一項中「第十六条第二号に掲げる業務及び繊維工業構造改善臨時措置法(以下「繊維法」という。)第五十八条の二第一号に掲げる業務並びにこれら

の業務及び繊維法第五十八条の二第一号に掲げる業務並びにこれら

ては、当該新築又は増築が平成三年三月三十日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三中第十項を第十一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十項及び」を「第十一項及び」に、「同項第六号」を「第七百一条の三十二第一項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定都市等は、織維工業構造改善臨時措置法第二条第三項に規定する特定組合（第十三項において「特定組合」という。）又は同条第四項に規定する特定商工組合等（第十三項において「特定商工組合等」という。）が作成して同法第四条第一項から第三項までの規定による承認を受けた構造改善計画に基づき当該特定組合若しくは当該特定商工組合等又はこれら直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設で同法第二条第一項に規定する織維工業に属する事業の用に供するもの（第十三項において「構造改善等用共同施設」という。）に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「若しくは第一項」を「から第二項まで」に改め、同条第七項を「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、同条第八項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め、同条第十二項中「前条第三項、第四項若しくは第七項」を「前条第四項、第五項若しくは第八項」に改める。

附則第三十七条第十三項中「附則第三十二条の三第十二項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第十二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附則第三十八条第十一項及び第三十九条第十項中「附則第三十二条の三第十二項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第十二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）  
第六条 前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第五百八十六条第二項第十四号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税について

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたしました。  
以上、御報告申し上げます。（拍手）  
質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

一、委員会の決定の理由  
要領書

本法律案は、最近における社会経済情勢等に

かんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度

額の引上げ等を行うとともに、法人事業税の分

項」を「前条第五項」に、「若しくは第一項」を「から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第五項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同条第六項中「前条第九項」を「前条第十項」に、「若しくは第二項」を「から第二項まで」に改め、同条第七項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、

○宮澤弘君登壇、拍手  
○宮澤弘君 大だいま議題となりました織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（土屋義彦君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君） 日程第七 地方税法の一部を改正する法律案

○議長（土屋義彦君） 日程第八 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

○議長（土屋義彦君） 日程第九 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員会

の展開等について質疑が行われましたが、その詳

細は会議録に譲ります。

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）



号)又は外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)によつて主務大臣の免許を受けた者が行う証券業をいう。)及び「保険業」に改め、同条第四項中「掲げる数値」を「定める数値」に改め、同項第三号たゞし書を次のように改める。

いたし  
次に持てる事業所又は事業所にて  
いては、それぞれ次に定める数値  
イ・資本の金額又は出資金額が一億円以上の  
法人の本社である事務所又は事業所、当該  
数値（当該数値が奇数である場合には、  
当該数値に一を加えた数値）の二分の一に  
相当する数値

口 資本の金額又は出資金額が一億円以上の  
製造業を行ふ法人の工場である事務所又は  
事業所 当該数値に当該数値(当該数値が  
奇数である場合には、当該数値に一を加え  
た数値)の二分の一に相当する数値を加え

第七十三条の二第一項中「土地改良事業」の下に「農用地整備公団が農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行う同法第十九条第一項第一号イの事業を含む。第七十三条の二十  
九において同じ。」と加える。

第七十三条の四第一項第一号中「水資源開発公団」の下に「農用地整備公団」を加え、同項第四号中（昭和二十六年法律第四十五号）を削り、同項

第八号中「企業組合」の下に「協業組合」を加える。  
第七十三条の六第一項中「換地の取得」の下に  
「農用地整備公団法第二十三条第二項において準  
用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五  
項の規定による換地の取得を含む。」を加え、「同  
法」を「土地改良法」に改め、「土地の取得」の下に  
「農用地整備公団法第二十四条第二項において準  
用する土地改良法第六条第一項の規定による土  
地の取得を含む。」を加える。

第七十三条の十四第九項中「第一百八十八条の七第一項第二号」の下に「(同法第一百八十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合

を含む。」)を加え、「第百一十八条の七第一項第三号に規定する宅地」を「第百一十八条の七第一項第三号(同法第百一十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する宅地」に、「又は第百一十八条の七第一項第三号に規定

定する施設建築敷地」を「若しくは第百十八条の七第一項第三号又は同法第百十八条の二十五の第二第三項の規定により読み替えて適用される同法第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築敷地」に、「又は建築施設の部分」を「若しくは建築施設の部分又は施設建築敷地若しくは施設建築物にに関する権利」に改め、「又は第百十八条の二十三第

一項」の下に「同法第二百八十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。」を加える。

第七十三条の二十七の七第一項中「土地改良区」の下に「又は農用地整備公団」を加え、「又は第五

第三条の二第一項を若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらに改め、同条第二項中「土地改良区」の下に「又は農用地整備公団」を加える。

る。  
第一回 一九〇九年が次のように改定  
一 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）

総排気量が一リットル以下のもの  
年額 七千五百円

年額	八千五百円
年額	九千五百円
年額	一万三千八百円

総排気量が二・五リットルを超える、三

総排気量が四リットルを超える、四・五リットル以下のもの

年額 一万五千七百円  
総排気量が三リットルを超える、三・五リットル以下のもの

年額 七万六千五百円  
総排気量が四・五リットルを超えるもの  
リットル以下のもの

年額 一万七千九百円

年額 八万八千円  
総排気量が六リットルを超えるもの

リットル以下のもの	年額	二万五百円	年額	十万千円
総排気量が四リットルを超える、四・五リットル以下のもの	年額	二万三千六百円	第三百四十四条の二第一項第三号中「第四十一条の十第二項」を「第四十一条の九第二項」に改め、同項第五号の二の次に次の一号を加える。	五百三 前年中に社会福祉事業法第七十二条第
年額	二万三千六百円	年額	三十万円	五百三 前年中に社会福祉事業法第七十二条第

総排気量が四・五リットルを超えるもの	二万七千二百円
総排気量が六リットルを超えるもの	四万七百円
年額	年額

の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額（即ち十萬円を超過する所得割の納税義務者）が十萬円を超える所得割の納税義務者その超える金額

年額 三万四千五百円  
総排気量が一・五リットルを超、二  
リットル以下のもの  
年額 三万九千五百円  
第三百十四条の二第一項第六号中「第三項及び  
第六項」を「第四項、第五項及び第七項」に改め、  
同項第十号中「で障害者に該当しないもの」を削  
り、「第六項」を「第四項及下第七項」に改り、同項

総排気量が二・リットルを超え、二・五  
リットル以下のもの  
年額 四万五千円  
総排気量が二・五リットルを超え、三  
リットル以下のもの

年額	五万円
年額	五万八千円
年額	三万円
年額	二万円
年額	一萬円

め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「生命保険料控除額」との下に「同項第五号の三の規定によつて控除すべき金額を寄附金控除額と」を、「同項第八号」の下に「及び第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「四十二万円」の下に「(当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十三万円)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「四十四万円(当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円)」を「五十一万円(当該控除対象配偶者が老人扶養親族である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは老人扶養親族(次項に該当する者を除く。)である場合には、五十六万円)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 所得割の納稅義務者が、第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものである場合には、当該納稅義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

第三百一十七条の二第一項中「第三百十四条の二第四項」を「第三百十四条の二第五項」に、「若しくは医療費控除額」を、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同条第三項中「若しくは医療費控除額」を、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。

第三百四十三条第六項中「土地改良事業」の下に「農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法第十九条第一項第一号イの事業を含む。」を加える。

第三百四十八条第二項第一号中「水資源開発公団」の下に「農用地整備公団」を加え、同項第二号の八中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本橋公団若しくは新幹線鉄道保有機構」及び「所有す

る」を削り、同項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 文化財保護法第八十三条の四第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十一号の三中「企業組合」の下に「協業組合」を加え、同項第三十五号中「旅客会社」の下に「(第五項において「旅客会社」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 市町村は、旅客会社が日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二十三条第一項若しくは新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第八十九号)第二十一条第一項の規定に基づき借り受けた固定資産のうち第二項第二号の五、第二号の六、第二号の八若しくは第五号に掲げる固定資産で政令で定めるもの又は本州四国連絡橋公团法(昭和四十五年法律第八十一号)第二十九条第一項第三号の規定に基づき利用する固定資産のうち第二項第二号の六若しくは第五号に掲げる固定資産で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができない。

第三百四十九条の三第三十五項中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本

第三百四十九条第一項第一号へ中「(廢プラスチック類の油化処理施設を含む。)」を削り、同項第二十八号中「第三百四十八条第二項」の下に「及び第五項」を加える。

第七百条の二第一項第一号及び第三号を次のように改める。

二 元売業者 軽油を製造することを業とする

者、軽油を輸入することを業とする者又は軽

油を販売することを業とする者で、第七百条

の六の二第一項の規定により自治大臣の指定

を受けている者をいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販

売契約に基づいて当該元売業者から継続的に

軽油の供給を受け、これを販売することを業

とする者で、第七百条の六の四第一項の規定

により道府県知事の指定を受けている者をい

う。

第七百条の二第一項第四号を削る。

第七百条の三第一項中「の引取」を「の引取り」に

改め、「又は特約業者」を削り、「除く。」を除く。

次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現

実の納入を伴うものに、「容量」を「その数量」に

か、元売業者、特約業者又は石油製品販売業者

「特約業者又は元売業者の営業所」を「軽油の納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行なう場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。第七百条の十一第二項及び第七百条の十一の三第一項において同じ。)」に改め、同条第四項中「前各項」を「前各項」に改め、「所有している場合」の下に「特別徵収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。」

る。

改める。

一の二 多極分散型国土形成促進法(昭和六十

三年法律第八十三号)第七条第二項第三号に

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地

内

の

家

屋

で

政

令

で

定

め

る

。

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地

内

の

家

屋

で

政

令

で

定

め

る

。

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地

内

の

家

屋

で

政

令

で

定

め

る

。

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地

内

の

家

屋

で

政

令

で

定

め

る

。

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地

内

の

家

屋

で

政

令

で

定

め

る

。

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地

内

の

家

屋

で

政

令

で

定

め

る

。

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地

内

の

家

屋

で

政

令

で

定

め

る

。

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地

内

の

家

屋

で

政

令

で

定

め

る

。

規

定

する

重

要

伝

統

的

建

造

物

群

保

存

地



第七百条の十中「第七百条の三第二項、第三項若しくは第四項」を「第七百条の三第三項から第六項まで」に改める。

#### 第七百条の十一第一項中「元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者」を「特約業者」に改め、同条第二項中「毎月末日までに」の下に「自治省令で定める様式によつて」を、「以下」の下に「本節において」を加え、「引取り」を「引取りに」に、「納入申告書」を「納入申告書」に、「の営業所所在地」を「からの引取りに係る軽油の納入地所」在の道府県」としてそのに改め、同項後段を削り、

同条第三項中「引取り」を「当該引取りに」に、「当該引取り」を「引取り」に改め、同条第四項中「引取り」を「引取りに」に改め、「第七百条の十七の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者が受け取つた」を「引取りた」に、「第七百条の十七の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者が受け取つた」を「引取りに」に改め、同条第四項中「引取りに」を「自治省令で定めるところにより、第七百条の十

一の三第三項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る道府県知事が交付した」に、「道府県知事」を「当該道府県知事」に改め、同条第五項中「第一項の軽油引取税の特別徴収義務者」を「第七百条の十一の三第三項に規定する登録特別徴収義務者」に改め、「ついて」の下に「当該登録に係る道府県に」を加え、「第二項及び」を「同項及び」に改め、同条に次の二項を加える。

8 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、道府県の条例で定めるところにより、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。第七百条の十一の二を次のように改める。  
(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)  
第七百条の十一の三 軽油引取税の特別徴収義務者は、その事務所又は事業所所在地の道府県知事及び当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地の道府県知事に、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

#### 2 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を当該道府県に係る登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

3 道府県知事は、当該道府県に係る登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下本節において同じ。)から前項の登録の申請があつたときその他条例で定める場合には、条例で定めるところにより、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するとともに、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

第七百条の十二の見出し中「登録等」を「証票の交付等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前条第一項」に、「場合においては」を「場合には」に、「者に」を「者」のうち当該道府県内に事務所又は事業所を有するものに」に改め、「よつて」の下に「その者の当該道府県内に所在する事務所又は事業所ことに」を加え、「証票」を「自治省令で定める証票」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「営業所」を「事務所又は事業所」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、「営業所における」を削り、

「場合においては」を「場合又は事務所若しくは事業所を廢止した場合には」に、「消滅した」を「消滅し、又は廃止した」に改め、同項を同条第四項とし、「第一項」に改め、「営業所における」を削り、「場合においては」を「場合又は事務所若しくは事業所を廢止した場合には」に、「消滅した」を「消滅し、又は廃止した」に改め、同項を同条第四項とする。

#### 第七百条の三第六項に該当する」に、「その所有する」を「その所有する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七百条の三第三項の」を「第七百三号」とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

#### 二 第七百条の三第四項に該当する元売業者、

特約業者又は石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該元売業者、特約業者又は石油製品販売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

#### 第七百条の十五第一項中の「引取」を「引取り」

に、「当該免税軽油使用者の主なる」を「免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「該当免税証の交付を行つた道府県に係る登録特別徴収義務者」に、「主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」を「その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所」に、「その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所」に、「代わつて」を「代わつて」に、「軽油引取税の特別徴収義務者(第一項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下本節において同じ。)である者に、「の引取」を「引取り」に、「引渡し」を「引渡し」に改める。

第七百条の十七中「軽油引取税の特別徴収義務者」を「免税取扱特別徴収義務者」に、「の引取」を「引取り」に、「引渡し」を「引渡し」に改める。

第七百条の十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「引取」を「引取り」に、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金」を「五年以下の懲役若しくは二百五万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金」に改め、同条第三項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により第二項の違反行為につき法規又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七百条の二十第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七百条の三第三項に該当する石油製品販売業者」を「第七百条の三第三項の」に改め、同項第一号中「第七百条の三第二項の販売業者」を「第七百条の三第三項に該当する石油製品販売業者」に改め、同項第五項中「免税軽油使用者」に、「当該免税軽油の引取を行ふため免税証の交付を申請したときは、当該道府県知事は、



ところにより、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。

7 前各項に定めるもののはか、これらの規定の

報告、通知並びに書類の提出及び保存に  
必要な事項は、自治省令で定める。

(帳簿記載義務)

第七百条の二十三  
元 営業者 特約業者 石油製  
品取扱業者及び軽油製造業者等は帳簿を備え  
自治省令で定めるところにより、軽油又は燃料  
炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び  
消費に関する事實をこれに記載しなければなら  
ない。  
第七百条の二十四の見出しを「営業の開廃等に  
係る虚偽の届出等に関する罪」に改め、同条第一  
項を次のように改める。  
項を次のように改める。

の罰金に処する。  
次の各号の一に該当する者は、二十万円以下  
の罰金に処する。  
一 第七百条の二十二の四第一項から第三項ま  
での規定による届出をせず、又は偽つた者  
二 第七百条の二十二の五第一項若しくは第二  
項の規定による報告若しくは同条第四項の規  
定による通知をせず、又は偽つた者  
三 第七百条の二十二の五第五項の規定による  
書類を提出せず、又は虚偽の記載をしたもの  
を提出した者

四 第七百条の二十一の五第六項の規定に違反した者  
五 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者  
第七百条の二十五第一項第一号中「として指定することが必要である」を「の指定の申請を行つた者その他第七百条の六の二第一項各号に該当する」に改め、同項第二号中「引取」を「取り」に改め、同条第二項中「容量」を「数量」に改める。  
第七百条の二十六第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七百条の二十七第一項中「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは料料に処し、又は懲役及び罰金」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれ」に改め、同条第二項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは料料に処し、又は懲役及び罰金」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれ」に改め、同条第二項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三百六十万円をこえる」を「二百万円を超える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、それぞれ第一項又は第二項の罪についての時効の期間による。

第七百条の二十七を第七百条の二十八とする。

第七百条の二十六の次に次の二条を加える。

(道府県間の協力)

第七百条の二十七 道府県は、軽油引取税の取締り又は保全に関し、他の道府県と緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。

第七百二条の二第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七百三条の四第十七項中「四十万円」を「二十四万円」に改める。

附則第三条の三中「三十一万円」を「三十二万円」に改める。

附則第六条第一項及び第五項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

附則第八条中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第九条第一項中「昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで」に改める。

附則第九条の二に次の二項を加える。

2 租税特別措置法第六十八条の三第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る法人の事業税については、第七十二

の規定による貸付けを受けた者が、当該賃付けに係る事業の用に供する土地のうち政令で定めるところにより國又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。）に無償で譲渡するところとされているものを取得した場合には、当該取得が平成元年四月一日から平成三年三月三十日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該土地の取得に對しては、不動産取得税を課すことができない。

附則第十条の二第一項中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」に、「一年六月」を「一年三月」に改める。

附則第十一條第一項中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第七項から第十一項までの規定中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「昭和七十一年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十日」に改め、同条第十三項中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十日」に改める。  
附則第十一条の二第一項及び第十一條の三第一項中「昭和六十四年六月三十日」を「平成四年六月三十日」に改める。

附則第十一条の四第一項、第三項及び第五項中「昭和六十六年三月三十日」を「平成三年三月三十日」に改め、同条第七項中「昭和五十六年十月一日から昭和六十四年三月三十日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十日まで」

平成元年三月三十一日 参議院会議録第八号 地方税法の一部を改正する法律案外二件

に、「六分の一」を「十分の一」に改め、同条第九項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十日」に改め、同条第十一項中「三年」を「二年」に、「昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十日まで」に改め、同条第十二項中「三年」を「二年」に改め、同条第十三項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十日」に改め、同条第十五項及び第十六項を削り、同条の次に次の二条を加える。

**第十一条の五 第七十三条の二十七の六第一項の  
法人が担い手農業者確保事業（同項に規定する  
農地保有合理化促進事業のうち、担い手農業者  
の経営の定着発展を促進することを目的とし  
て、平成元年度以後に、道府県知事の承認した  
実施計画に基づいて実施されるものをいう。）に  
より、平成元年四月一日から平成四年三月三十  
一日までの間に同項に規定する土地を取得した  
場合における当該土地の取得に対する不**

動産取得税については、同項中「五年」とあるのは「五年(道府県知事がその取得の日から五年以内に附則第十一条の五に規定する担い手農業者に確保事業に係る当該土地の貸付け期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年」と、同条第二項後段中「次条第一項」とあるのは「附則第十一条の五の規定により読み替えて適用される次条第一項」と、「五年以内の期間」とあるのは「五年(道府県知事がその取得の日から五年以内に附則第十一条の五に規定する担い手農業者に確保事業に係る当該土地の貸付け期間の延長の承認をした場合は、五年を経過する日の翌日から五年)」による。」とする。

七千五百円	八千五百円	九千円	八千円	七千円
九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万三千二百円	一万五千円
一万五千七百円	一万七千九百円	一万六千九百円	一万六千九百円	一万五千円
一万七千九百円	二万五百円	一万九千三百円	二万二千三百円	二万五千七百円
二万五百円	二万三千六百円	二万九千三百円	二万二千三百円	二万五千七百円
二万三千六百円	二万七千二百円	三万八千八百円	三万八千八百円	三万八千八百円
二万七千二百円	四万七百円	三万八千八百円	三万八千八百円	三万八千八百円
四万七百円	二万九千五百円	三万八千八百円	三万八千八百円	三万八千八百円
二万九千五百円	三万四千五百円	三万八千八百円	三万八千八百円	三万八千八百円
三万四千五百円				

4 附則第十二条の三第二項中「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」と、「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同条に次の二項を加える。

道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で、自治省令で定めるものに対して課する自動車税の標準税率は、平成元年度分及び平成二年度分の自動車税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、一台について、それぞれ当該各号に定める額とす

三万九千五百円	三万四千五百円
四万五千円	三万九千二百円
五万千円	四万四千四百円
五万八千円	五万四百円
六万六千五百円	五万七千八百円
七万六千五百円	六万六千五百円
八万八千円	七万六千五百円
十一万千円	九万六千四百円

三万九千五百円	三万四千五百円
四万五千円	三万九千二百円
五万千円	四万四千四百円
六万六千五百円	五万四百円
七万六千五百円	六万六千五百円
八万八千円	七万六千五百円
十一万千円	九万六千四百円

附則第十二条の三第二項中「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」と、「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同条に次の二項を加える。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるものに対して課する自動車税の標準税率は、平成元年度分及び平成二年度分の自動車税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 営業用 年額 一万四千四百円

二 自家用 年額 一万七千九百円

前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第十二条の三第四項」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号又は同条第四項各号」と、同条第四項中「第一項又は」とあるのは「第一項若しくは附則第十二条の三第四項又は」と、「前項」とあるのは「前項(同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「第一項各号」とあるのは「第一項各号又は同条第四項各号」と、同条第五項中「自動車以外」と

附則第十二条の三第二項中「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」と、「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同条に次の二項を加える。

5

あるのは「自動車(附則第十二条の三第四項に規定する自動車を含む。)以外」と、「同項第一号」とあるのは「第一項第一号」と、「前各項」とあるのは「前各項又は同条第四項」とする。

附則第十四条中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改める。

附則第十五条第一項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同条第七項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「昭和六十四年一月一日」を「平成元年六月三十日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「自動車以外」と

項とし、同条第十五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」を「昭和六十三年四月一日から平成二年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十九項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項を同条第二十四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項を同条第二十四項中「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項を同条第二十七項とし、同条第三十項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とする。

附則第十五条の二第一項中「若しくは第二十二項」を、第二十二項若しくは第三十四項に改め、同条第二項中「昭和三十九年法律第三号」とび「(昭和四十五年法律第八十一号)」を削り、「昭和六十四年度から昭和七十年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改め、同条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成一年三月三十一日」に、「昭和七十年度」を「平成八年度」に改め、同条第三項中「昭和六十四年度から昭和六十八年度まで」を「平成五年度」に改め、同条第五項中「昭和六十四年度から昭和七十年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改め、同条第七項及び第八項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に改め、「昭和六十九年法律第三号」とび「(昭和四十六年法律第二号)」を削り、「昭和六十年度」を「平成元年度から平成八年度まで」に改め、同条第一項中「昭和六十年度」を「平成二年三月三十一日」に改め、「昭和六十年度」を「平成八年度」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和六十五年一月一日」を「平成八年度」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和六十四年度から昭和七十年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改め、「昭和六十年度」を「平成元年度から平成八年度まで」に改める。

附則第十七条の見出し中「昭和六十五年度」を「平成二年年度」に改め、同条第六号中「昭和六十五年度」を「平成二年年度」に、「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

附則第十八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年年度」に改め、同条第二項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に、「昭和六十年度」を「平成二年年度」に改める。

附則第十八条の二、第十九条の見出し及び同条第一項中「四  
第一項、第十九条の四第一項、第二十二条第  
項、第二十四条並びに第二十五条の見出し及び同  
条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改  
める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「四  
和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同項の文  
中「一・五を」を「一・五倍を」に改める。

附則第十七条の二第一項及び第二十八条第  
項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。

附則第三十条の二第二項中「昭和六十年度か  
昭和六十三年度までの各年度分」を「平成元年六  
月三十日」に改め、同項の表中「一千四百  
五十円」を「一千四百円」に、「二千八百五十円」を「  
一千八百円」に、「三千六百五十円」を「三千六百円」  
に改め、同条第三項中「前二項の」を「前三項の  
に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同  
項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項  
を加える。

3 平成元年度分及び平成二年度分の軽自動車登  
記に限り、道路運送車両法第四十一条の規定によ  
り平成二年十月一日以降に適用されるべきもの  
として定められる自動車排出ガスに係る保安上  
又は公害防止上の技術基準に適合する軽自動車登  
記で自治省令で定めるものに対する第四百四十分  
条第一項の規定の適用については、同項第二号  
ハ中「三千円」とあるのは「二千九百円」と、「四  
千円」とあるのは「三千六百円」と読み替えるも  
のとする。

附則第三十一条の二第四項中「昭和六十四年三  
月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、  
同条第五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平  
成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五  
項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、  
同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を  
同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、  
同条第五項の次に次の二項を加える。

6 市町村は、昭和五十九年一月一日から平成元年三月三十日までの間に行われた高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）第五条第五項に規定する承認（同法第六条第一項に規定する承認を含む。）に係る同法第五条第一項の開発計画において定められた同条第二項第一号に掲げる地域において、当該承認の日から八年以内の期間で政令で定める期間内に、製造の事業又は研究所用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）又はその取得に対して増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用又は研究所用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）又はその取得に対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかるわらず、特別土地保有税を課することができない。

附則第三十一条の三第一項中「昭和六十五年度」を平成二年度に改め、同条第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

附則第三十二条の五第一項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第五項第二号中「昭和六十四年四月三十日」を「平成元年四月三十日」に改め、同条第六項中「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成五年三月三十日」に改め、同項

平成元年三月三十一日 参議院会議録第八号 地方税法の一部を改正する法律案外二件

同名第ノ項の後の一項を  
加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第三項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成元年四月一日から平成二年九月三十日

二 平成二年十月一日から平成三年一月二十八日まで 百分の〇・一二五

附則第二十二条の二中「昭和六十八年三月三十日」を「平成五年三月三十日」に、「第七百条の三第一項」を「第七百条の三第一項若しくは第二項に規定する」と、「同条第二項の軽油の販売」を「同条第三項」を「同条第三項の軽油の販売、同条第四項の燃料炭化水素油の販売、同条第五項」に、「第七百条の三第四項」を「第七百条の三第六項」に改める。

附則第三十二条の二の二中「第七百条の三第一項」を「第七百条の三第三項」に改める。

月一日」を「平成二年四月一日」に、「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十日」に改め、同条第三項中「昭和六十六年十一月十一日」を「平成三年十一月十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和七十一年三月三十一日」を「平

三月三十一日」に改め、同条第八項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第七項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十一項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

11 指定都市等は、事業所用家屋で多極分散型国土形成促進法第七条第二項第三号に規定する重点整備地区において同法第十二条第一項に規定する承認基本構想(平成三年三月三十一日までに同法第八条第一項の規定による承認(同法第十一条第一項の規定による承認を含む。以下本項において同じ。)を受けたものに限る。)に従つて整備される同法第七条第二項第四号に規定する中核的民間施設で政令で定めるもの又は同法第二十二条第三項第三号に規定する業務施設積算額において同法第二十六条に規定する承認基本構想(平成三年三月三十一日までに同法第二十四条第一項の規定による承認(同法第二十五条第一項の規定による承認を含む。以下本項において同じ。)を受けたものに限る。)に従つて整備される同法第二十二条第三項第四号に規定する中核的民間施設で政令で定めるものに係るもの的新築又は増築で当該中核的民間施設に係る事業を行う者で政令で定めるものが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該承認基本構想に係る同法第八条第一項又は第二十四条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日まで二第一項の規定にかかるらず、新增設に係る事業所税を課すことができない。この場合におい

用する。

〔第三百四十四条〕に、「第三百四十四条から」を「第三百四十四条の二から」に改める。

附則第三十三條の三第三項第一号及び第四項中「及び第七項」を「第三項及び第八項」に改める。

**附則第三十三条の四第一項中「昭和六十六年度」を「平成二年度」に改める。**

附則第三十四条第三項第一号及び第四項中「及び第七項」を「第三項及び第八項」に改める。

**附則第三十四条の二第一項中昭和六十六年度**を「平成三年度」に改め、「以下本項において同

じ。」を削り、「以ト次項までにおいて」を「次項において」に改め、同条第二項中「昭和六十六年度」

を「平成二年度」に改め、同条第三項中「第三十四条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え

る。

を「平成二年度」に改める。  
附則第三十五条の二第一項中「昭和六十四年度

を「平成二年年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和六十三年十二月三十一日」を「平成二年十二月三

十一日」に改める。

附則第三十五条の二中「昭和六十四年度」を「平

成六年度」に改め、同条を附則第三十五条の四とする。

附則第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（本節は、前項の課税の特徴と同様に、課税の特徴を示すものである。）

第三十五条の二、三分の間、七十歳以上の者に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に新規免法第三十五条第三項に規定する公的年金

所得稅法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等を除く「年齢六十五歳以上である者」

的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第二百三十九号と第二百三十九号の五の規定

第七百三十三条の四第五項及び第七百三十三条の五の規定の適用については、第七百三十三条の四第五項中

### 第三百四条の二第一項に規定する総所得金額

〔昭和六十五年三月三十一日〕を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第二条第一項第七号ニ」の下に「及び第八号」を加え、「昭和六十五年三月三十一日」を平成二年三月三十一日に、「同項第八号及び第十二号」を「同項第十二号」に改め、同条第十項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附

附則第三十三条の二第一項第二号及び第六項の改正規定、附則第三十三条の三第三項第一号及び第四項の改正規定並びに附則第三十四条第三項第一号及び第四項の改正規定並びに次条第二項及び第三項並びに附則第六条第二項及び第三項の規定 平成二年四月一日  
(個人の道府県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)  
附則第三条の三第一項及び第二項の規定は、平

規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行

〔昭和六十四年三月三十日〕とあるのは、「平成元年九月三十日」とする。

一 軽油引取税に関する改正規定(附則第三十一条の二の改正規定中「昭和六十八年三月三十日」を「平成五年三月三十一日」に改める部分を除く。)及び附則第八条(同条第三項を除く。)の規定 平成元年十月一日

二 第三十四条の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く。)、第四十五条の二第一項の改正規定(第三十四条第四項)を「第三十四条第五項」に改める部分に限る。)、第七十三条の四第一項第四号の改正規定、第三百七十四条の二の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く。)、第三百十七条の二第一項の改正規定(第三百十四条の二第四項)を「第三百

年度分以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の事業税については、なお從前の例による。

新法第七十二条の十四第一項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十五条に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成元年四月一日（以下「施行日」という。）以後に取得する租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第二号）による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお從前の例による。

十三年四月一日以後に新築された新法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対し課すべき不動産取得税について適用する。  
改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十条の二第二項の規定は、昭和六十三年三月三十日以前に新築された旧法第七十三条の二、十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十二年十月一日から昭和六十三年三月三十日までの間に新築された同号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得

類〔とあるのは、第三百三十四条の二第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得についてでは、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十七万円を控除した金額によるものとし）と、「所得税法」とあるのは「同法」と、第七百三条の五中「総所得金額〔とあるのは、総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとし。」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

附則第三十七条第一項第一号中「昭和六十五年」を「平成二年」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月十六日」を「平成二年三月十六日」に改め、

則第三十一条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十一項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改め、同条第十二項中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第三十九条第一項から第四項まで、第六项、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年二月三十日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

成元年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

新法第三十四条(同条第一項第三号を除く。)第四十五条の二及び附則第三十三条の二第一項第二号の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

新法第三十四条第一項第五号の三の規定は、道府県民税の所得割の納稅義務者が昭和六十四年一月一日以後に共同募金会に対して支出する寄附金について適用する。

(事業税に関する経過措置)  
新法第七十二条第五項の規定は、平成七

4  
日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。  
新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取扱税については、なお従前の例による。

新法附則第十条の二第二項の規定は、昭和六

平成元年三月三十一日 参議院会議録第八号 地方税法の一部を改正する法律案外二件

あるのは、「地方税法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)による改正前の地方税法附則第十一条の四第十五項」とする。

**第五条** 新法第百四十七条第一項第一号の規定は、平成元年度以後の年度分の自動車税について

ついては、なお従前の例による。

めるものに対し課すべき平成元年度分の自動

車税の標準税率は、新法第百四十七条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
前項に規定する小型自動車に対する新法第百四十七条第一項第一号の規定の適用について  
は、平成二年分及び平成三年度分の自動車税  
に限り、次の表の上欄に掲げる字句は、平成二  
年度分にあっては同表の中欄に掲げる字句に、  
平成三年度分にあっては同表の下欄に掲げる字  
句にそれぞれ読み替えるものとする。

条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(改正法附則第五条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十三年度分の自動車税については、なお従前の例による。(個人の市町村民税に関する経過措置)

第六条 新法附則第三条の三第三項及び第四項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の市町村民税

4 昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五

条第十二項及び第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

百条の三第一項又は第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の軽油の販売、同条第四項の

燃料費の仕水製油の販売 同表第五項の販賣水製油の消費及び新法第七百条の四第一項各号の輕油の消費又は譲渡に対し譲すべき軽油引取料

並びに同日以後に軽油引取税の特別徵收義務者が新法第七百条の三第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について

2 平成元年十月一日以前に行われた旧法第七百条の第三第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油

の販売、同条第三項の炭化水素油の消費及び旧法第七百条の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡二才へて果てる理由に取扱ふるに司業前川一

4 前項の規定の適用がある場合における新法第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項各号(地方税法の一部を改正する法律(平成元年法律第二号。以下本条において「改正法」という。)附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同

2  
新法第三百四十九条の三第三十四項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に敷設された同項に規定する債却資産に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。  
昭和五十六年四月一日から平成元年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第三項に規定する石油ガス備蓄施設及び同日までに石油備蓄法(昭和五十一年法律第九十六号)第十一

2  
平成元年十月一日前に行われた旧法第七百六十九条の三第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費及び旧法第七百条の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対し課する軽油引取税並びに同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百条の三第四項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお從前の例による。

条の二第一項の規定により届出をした同項に基づき施  
定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行  
行日から平成四年三月三十一日までの間に新設  
された旧法附則第十五条第三項に規定する石油備  
蓄施設(以下この項において「届出計画に  
係る石油ガス備蓄施設」という。)に対して課す  
る固定資産税については、同条第三項の規定は、  
なおその効力を有する。この場合において、届出  
計画に係る石油ガス備蓄施設に対する同項の規  
定の適用については、同項中「昭和六十四年三  
月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一  
日」とする。

3

新法の規定による元売業者の指定の申請及び指定は、新法第七百条の六の二第一項の規定の例により、平成元年十月一日前においても行うことができる。

4 平成元年九月三十日において現に旧法の規定により元売業者の指定を受けている者（以下この条において「旧元売業者」という。）で同年十月一日において前項又は新法第七百条の六の二第二項の規定による元売業者の指定を受けていないものに係る旧法の規定による当該元売業者の指定は、同日から平成二年三月三十一日までの間に限り、同項の規定による元売業者の指定とみなす。

5 平成元年九月三十日において現に旧法第七百条の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された特約業者（以下この条において「旧特約業者」という。）は、同年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百条の六の四第一項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

6 旧元売業者又は旧特約業者は、平成元年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百条の六の四第一項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

7 平成二年三月三十一日において第四項の規定の適用を受けている旧元売業者又は同部を改正する法律（平成元年法律第号）附則第八条第四項に規定する旧元売業者又は同条第五項に規定する旧特約業者」とする。

8 道府県知事は、条例で定めるところにより、軽油引取税の特別徴収義務者が平成元年九月三十日において交付を受けている旧法第七百条の十二第二項の証票を返納させるものとする。

9 平成元年九月三十日以前に旧法第七百条の十五第一項の規定により交付された免税証の使用について、第一項の規定にかかわらず、同年十月一日から同月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十一条 新法第七百三条の四第十七項及び附則第八条第三项に、「基いて」を「基づいて」に改める。

（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条 農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）の一部を次のように改定する。

附則第十三条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

（地方法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 地方法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百十号）の一部を次のように改定する。

附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の次に一条を加える改定規定中「附則第三十五条の四を」を「附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の次に一条を加える改定規定中「附則第三十五条の四を」を「附則第三十五条の四を」とし、「及び第七項」を「第三項及び第八項」に改める。

附則第一条第二号中「附則第三十五条の四を」を「附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の四を」とし、附則第三十五条の四を「第三項及び第八項」に改める。

新法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定又は新法第七百条の六の四第一項の規定による特約業者の指定を受けていないものは、同日から同年五月三十一日までの間に限り、同項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改定する。

第三条の表軽油引取税の項中の「引取」を「の引取り」とし、「第七百条の三第三項」を「第七百条の三第五項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第六項及び第八項の規定は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（地方法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 地方法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百十号）の一部を次のように改定する。

附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の次に一条を加える改定規定中「附則第三十五条の四を」を「附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の次に一条を加える改定規定中「附則第三十五条の四を」を「附則第三十五条の五を」とし、「及び第七項」を「第三項及び第八項」に改める。

附則第一条第二号中「附則第三十五条の四を」を「附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の四を」とし、「及び第七項」を「第三項及び第八項」に改める。

（政令への委任）

第十二条 附則第十三条规定の次に次の二項を加える。

6 施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一号整備公団法により行う同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む」とする。

（公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供する固定資産とする。）

附則第十三条规定の次に次の二項を加える。

6 施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一号整備公団法により行う同法附則第十九条第一号イ又はロの事業が施行された場合における新地方税法第三百四十三条第六項の規定の適用について、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業（農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法附則第十九条第一号整備公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む」とする。

（公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供する固定資産とする。）

附則第十三条规定の次に次の二項を加える。

6 施行日以後に公団が直接新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第二項第二号の規定の適用については、同号中

一項第一号イ又はロの事業の用に供する固定資産に対する新地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用については、同号中



二期工事の進捗状況、空港周辺の公共施設等の整備の見通し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、まず、消防施設強化促進法改正案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して渡辺委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して諫山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して田辺委員より賛成の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置法改正案について採決を行いましたところ、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま

す。

まず、地方税法の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置法に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一〇 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長堀江正夫君。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成元年三月二十八日

外務委員長 堀江 正夫

参議院議長 土屋 義彦殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月二十四日

参議院議長 原 健三郎

衆議院議長 原 健三郎

年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「六歳以上十八歳未満の子」を「子のうち次に掲げるもののうち」に改め、同項に次の各号を加える。

一 六歳以上十八歳未満の子  
二 十八歳に達した子であつて、就学する学校(外務省令で定める学校を除く)において十八歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合に十八歳に達した日に所属する学年(十八歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合は、直前に所属していた学年をいう)の開始日から起算して一年を経過する日までの間に

あるもの

第十二条の二第四項中「従前の住居手当」の支給額の百分の二十に相当する額を「従前のとおり住居手当」に改め、同条第五項中「えないと超えない」に改め、「の百分の二十」を削る。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七

年法律第九十三号)の一部を次のように改正す

る。

別表第一の一 大使館の表大洋州の項中「在斐济一日本国大使館

スヴァークを「在斐济一日本国大使館

スイスを「在マーシャル日本国大使館

スイスを「在ミクロネシア日本国大使館

スイスを「在ヨーロッパ日本国大使館

スイスを「在ヨーロッパ日本国大使館

スイスを「在ヨーロッパ日本国大使館

スイスを「在ヨーロッパ日本国大使館

スイスを「在ヨーロッパ日本国大使館

スイスを「在ヨーロッパ日本国大使館

スイスを「在ヨーロッパ日本国大使館

スイスを「在ヨーロッパ日本国大使館

別表第一の四 政府代表部の表欧洲の項中「歐洲」

スヴァークを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

別表第一の四 大使館の表大洋州の項中「斐济

スヴァークを「在斐济一日本国大使館

マーシャルを「在斐济一日本国大使館

コロニアを「在斐济一日本国大使館

マーシャルを「在斐济一日本国大使館

コロニアを「在斐济一日本国大使館

コロニアを「在斐济一日本国大使館

コロニアを「在斐济一日本国大使館

コロニアを「在斐济一日本国大使館

コロニアを「在斐济一日本国大使館

コロニアを「在斐济一日本国大使館

コロニアを「在斐济一日本国大使館

別表第一の四 政府代表部の表欧洲の項中「歐洲」

スヴァークを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

別表第一の四 政府代表部の表欧洲の項中「歐洲」

スヴァークを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

別表第一の四 政府代表部の表欧洲の項中「歐洲」

スヴァークを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

別表第一の四 政府代表部の表欧洲の項中「歐洲」

スヴァークを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

マーシャルを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

コロニアを「在ヨーロッパ日本国政府代表部

671,900	635,400	558,900	459,800	423,200	374,400	330,000	303,200	281,000	249,700
718,400	688,600	597,100	523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	286,300
718,400	688,600	597,100	523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	286,300
227,500	205,300								
242,500	218,600								
242,500	218,600								

別表第一の四 政府代表部の表歐州の項中「歐州」

「ジュネーヴ(在ジュネーヴ国際機関)」

1,200,000	980,000	842,100	782,000	691,700	601,500	511,300	451,100	391,000	360,900
380,800	300,800	270,700	240,600	」 <sup>ル</sup> 「	「歐州」	「	「	「	「
980,000	900,000	813,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400
1,200,000	980,000	842,100	782,000	691,700	601,500	511,300	451,100	391,000	360,900
319,400	290,400	261,300	232,300	」 <sup>ル</sup> 「	「高	「	「	「	「
380,800	300,800	270,700	240,600	」 <sup>ル</sup> 「	「高	「	「	「	「

### 附 則

この法律は、平成元年四月一日から施行する。  
ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

〔堀江正夫君登壇、拍手〕  
○堀江正夫君 たゞいま議題となりました法律案についておもて、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、在ウェーラン国際機関日本政府代表部を設置する」と、中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシアにそれぞれ兼轄の大使館を設置することと、在外職員の子女教育手当の支給要件を改定すること、事故または職員の死亡により配偶者が旧在勤地に残留する必要がある場合の住居手当の支給額を改定すること等を内容としておりま

す。委員会におきましては、ウェーランに政府代表部を設置する必要性、マーシャル、ミクロネシアの法的地位、在外公館の通信及び警備体制、在外邦人の保護対策、その他外交問題全般について質疑が

別表第一の四 政府代表部の表歐州の項中「歐州」

「ジュネーヴ(在ジュネーヴ国際機関)」

1,200,000	980,000	842,100	782,000	691,700	601,500	511,300	451,100	391,000	360,900
380,800	300,800	270,700	240,600	」 <sup>ル</sup> 「	「歐州」	「	「	「	「
980,000	900,000	813,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400
1,200,000	980,000	842,100	782,000	691,700	601,500	511,300	451,100	391,000	360,900
319,400	290,400	261,300	232,300	」 <sup>ル</sup> 「	「高	「	「	「	「
380,800	300,800	270,700	240,600	」 <sup>ル</sup> 「	「高	「	「	「	「

(外) 号

別表第一の四 政府代表部の表歐州の項中「歐州」

「ジュネーヴ(在ジュネーヴ国際機関)」

審査報告書  
放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件  
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

平成元年二月二十八日

通信委員長 糸久八重子  
参議院議長 土屋 義彦殿

通話委員長 糸久八重子  
参議院議長 土屋 義彦殿

一 放送の不偏不党と放送による表現の自由を確保するところに、放送の社会的影響の重大性を深く認識し、国民の放送に対する信頼を一層高めるよう努力するべし。

一 協会は、厳しい経営環境に堪がみ、事業運営と営業活動の効率化を一層積極的に推進するところに、ニードメディア時代における公共放送としての役割を踏まえ、長期的視野に立った計画的な経営方策を早急に策定すること。

一 協会は、衛星契約の設定による新受信料体系について、視聴者の理解と協力を求め、衛星放送受信者の的確な把握と契約・収納に万全を期すこと。  
一、衛星放送の普及・発達を図るため、その安定的運用、効率的実施に努めるほか、難視聴解消のため配意しつゝ、ハイビジョンの実用化を促進して、現行のカラーキャリヤー契約月額千四十円を千七十円に改めるなどの改定を行うほか、新たに衛星カラーキャリヤー契約月額二千円などの衛星料金を含む受信料を八月から設定することとしている。  
一般勘定事業収支においては、百四十二億六千万円の收支不足となり、これを長期借入金をもって補てんすることとしている。また、債務償還に必要な資金百七億六千万円についても長期借入金をもって補てんすることとしている。

事業計画においては、衛星放送設備の整備、公正な報道と豊かな番組の放送、国際放送の受信改善、新受信料体系の定着と受信者の開発等に重点を置いている。  
これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おむね妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

右決議する。  
放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年二月二十四日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院送付)を議題としたします。  
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長糸久八重子君。

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

附帯決議

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件  
について、国会の承認を求める。

## 日本放送協会平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画

### 平成元年度収支予算

#### 予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成元年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の難視聴地域において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱への支払など口座振替及び現金支払い以外の方法による支払いをいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「繰延振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日までに継続して払い込む支払をいう。

2 前項の規定にかかるらず、沖縄県の区域において徵収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかるらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を多數契約した者が、一括して口座振替又は繰延振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。

4 前三项の規定にかかるらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員が衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、団体として一括して2か月毎に口座振替

により支払う場合は、第1項及び第2項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかるらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行ふときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の賃率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 國際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第11条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

#### 附 則

1 第2条第1項第3号、第4号及び第5号並びに第3項及び第4項の規定は、平成元年8月1日から適用する。

2 第2条の規定にかかるらず、前年度中に支払済の6か月前払額、12か月前払額については、次の表に掲げるとおりとする。

契約種別	支払区分	6か月前払額	12か月前払額	給退一減財特予	職手当・厚生費	与賃費
力士一契約	訪問集金	6,020円	11,780円		39,588,425	123,973,699
普通契約	口座振替	5,730円	11,210円		10,219,070	38,420,000

資本取支	款	項	金額
資本取入			
		減価償却資金受入れ	89,566,600
		受入資産	38,420,000
		放送債券償還積立資産戻入	865,600
		放送債券償還積立資産戻入	7,650,000
		送入資産	6,000,000
		借入債	36,631,000
資本支出			
		建設費	75,306,000
		資本化費用	56,100,000
		受取利息	800,000
		放送債券償還積立資産繰入	5,292,000
		放送債券償還積立資産繰入	7,650,000
		長期借入金返還	5,464,000
資本取支差金			14,260,600

(一般勘定)	支払区分	6か月前払額	12か月前払額
事業収支	訪問集金	5,210円	10,190円
普通契約	口座振替	4,920円	9,630円

(一般勘定)	支払区分	6か月前払額	12か月前払額
事業収支	訪問集金	3,130円	6,110円
普通契約	口座振替	2,830円	5,550円

別表第1 平成元年度取支予算書

(単位 千円)

事業収入	項目	金額
事業収入	受取信料	391,429,770
	付次務収入	364,124,637
	料入	1,622,865
	料入	4,332,935
	料入	5,725,933
	料入	316,000
	料入	15,307,400
事業支出	内放送送納料	405,690,370
	費用費	126,511,066
	費用費	3,181,846
	費用費	41,887,260
	費用費	1,330,611
	費用費	1,858,688
	費用費	4,756,431

(受託業務等勘定)

事業取支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、3,761億2,287万円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,048億3,437万円であり、経常取支差金は、△287億6,200万円である。  
事業取支差金△142億6,060万円については、長期借入金をもって補てんする。

(単位 千円)

事業収支	項目	金額
事業収支	送納料	515,000
	受託業務等収入	515,000

(外) 参照

加

事 業 支 出	受 費 託 業 務 等 費 費	432,000 421,000 11,000
事 業 収 支 差 金		83,000

別表第2 受信料額

事業収支差金8,300万円については、一般勘定の副次収入に繰入れる。

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーア契约	訪問集金	1,070円	6,100円	11,880円
普通契约	口継続統振込	1,020円	5,810円	11,310円
衛星カラーア契约	訪問集金	700円	3,590円	7,770円
衛星普通契约	口継続統振込	650円	3,700円	7,200円
特別契约	訪問集金	2,000円	11,440円	22,280円
	口継続統振込	1,950円	11,150円	21,720円
衛星普通契约	訪問集金	1,630円	9,330円	18,170円
	口継続統振込	1,580円	9,040円	17,600円
特別契约	訪問集金	1,040円	5,920円	11,540円
	口継続統振込	990円	5,630円	10,970円

別表第3 受信料額(沖縄県)

衛星カラー契約	訪問集金	1,860円	10,630円	20,690円
衛星普通契約	訪問集金	1,490円	8,510円	16,570円
衛星普通契約	日縦座統振込	1,440円	8,210円	16,000円
契約種別	割引額			
衛星カラーコード契約 別契約	契約総数10件以上の契約者の9件を超える契約件数を対象に、 1件あたり		月額	100円
別表第5 団体一括支払における割引額				
契約種別	割引額			
衛星カラーコード契約 別契約	契約総数15件以上の団体のすべての契約件数を対象に、 1件あたり			150円

平成元年度事業計画

1  
計画概説

平成元年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、極めて厳しい財政状況にあることを認識し、一層収入の増加を図るとともに、極力業務の合理的、効率的運営を徹底することにより、現行受信料の月額をさらに据え置くこととし、衛星放送の普及を一層促進しつつ、視聴者の要望にこたえて公正な報道と豊かな放送番組の提供に努め、公共放送としての役割を果たすこととする。衛星放送に要する経費については、衛星放送受信者に新たに負担を求ることとし、衛星料金を

- (1) 放送受信契約については、協会の行う放送の受信についての契約を、地上系による放送の受信契約と衛星系による放送を含む受信契約とに改め、さらにカラーテレビジョン放送を含む受信契約とカラーテレビジョン放送を含まない受信契約にそれぞれ区分する。

(2) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(3) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(4) 國際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて國際間の相互理解に貢献すると同時

に、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。

- (5) 受信料負担の公平を期するため、新受信料体系の定着と受信者の開発に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。

(6) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を効果的に推進する。

7) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

- (8) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(9) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

⑩ 放送法第9条第3項に基づき新たに実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施し、副次収入の増加に努める。

2 建設計画

建設計画については、衛星放送設備の整備に197億4,200万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に75億7,200万円、演奏所の整備に16億7,200万円、放送番組設備の整備に193億100万円、研究設備の整備等に78億1,300万円、総額561億円をもって施行する。

報 (号外)

官

将来の衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進めるほか、放送衛星2号を補完するための措置を講ずる。  
これに要する経費は、197億4,200万円である。

- (3) ラジオ放送網整備計画  
これらに要する経費は、52億4,800万円である。

(4) 演奏所整備計画  
中波放送局については、3局の建設を行い、FM放送局については、1局を建設する。  
また、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。  
これらに要する経費は、23億2,400万円である。

(5) 放送番組設備整備計画  
老朽、狭隘な地方放送会館の整備については、名古屋放送会館の建設を継続し、大阪及び福岡放送会館の整備を取り進める。  
これらに要する経費は、16億7,200万円である。

(6) 放送番組設備整備計画

行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送出

用機器の更新整備等を行う。これらに要する経費は、1937年100万円である。

- (6) 研究設備、一般施設整備計画  
新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。  
これらに要する経費は、53億2,700万円である。

建設管理  
建設計画の実行 第二回 建設工程の実施

- ### 3 事業運営計画

ア 国内放送  
放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョンにおいて、総合放送

- は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした総合的な放送とし、夜間を中心多く様々な番組を新設するとともに、年間を通して特別編成を随時、集中的かつ機動的に実施する。また、音声多重放送、文字多重放送については、番組の充実を行う。

教育放送は、1日2時間の放送時間により、子供放送をはじめ地理教育番組を中心とする。

- 衛星放送については、第1テレビジョンは24時間放送の特質を生かした国際情勢を中心とする放送とする。第2テレビジョンは、主な総合テレビジョン番組と教育テレビジョン番組及び衛星独自番組を編成する放送とし、1日22時20分(週間平均)の放送を実施するほか、ハイビ

ジョンの実験放送を行ふ。

- ラジオにおいては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、ニュース・生活情報を中心とする一般向け放送とし、地域に密着した各種情報の提供に努める。第2放送は、1日18時間30分の放送時間による教育番組を中心とした放送とし、教育・教養番組を充実する。また、FM放送においては、1日19時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心とする

放送とし、総合的な音楽波として強化を図る。

- FMT選手において、1日1時間60分の放送時間により実施することとし、各地域の特性に応じて地元放送局にシナリオは、毎日放送による、2時間、第2放送による、2時間の放送時間

た自主編成を積極的に推進する。

- 放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、生涯学習への利用の促進を図る。

これらの番組関係に要する経費の総額は、933億3,991万9千円である。すなわち、番組制作

- に872億5,862万8千円、番組の編成企画その他に60億8,120万6千円である。  
放送部隊の運用維持については、設備の増加に対応し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、331億7,114万7千円である。

地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、海外中継を拡充し、受信の改善に努める。

このため、前年度30億6,176万2千円に対し、1億2,008万4千円の増額となり、総額31億8,184万6千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、新受信料体系の定着と受信者の開発に努めるとともに、営業活動の刷新と事務の効率化を継続して推進し、受信契約の増加と受信料の確定な収納を図る。

このため、前年度379億8,157万9千円に対し、39億568万1千円の増額となり、総額418億8,726万円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変容に即応した受信サービス活動を開拓するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

これに要する経費は、前年度12億2,605万9千円に対し、1億455万2千円の増額となり、総額13億3,061万1千円である。

(5) 広報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にし、受信料制度について視聴者の理解を得るために積極的な広報活動を行なうとともに、衛星放送、ハイビジョンなどニューメディアについての広報を一層推進する。

このため、前年度15億3,547万3千円に対し、3億2,321万5千円の増額となり、総額18億5,868万8千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るために、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度39億6,253万7千円に対し、7億9,389万4千円の増額となり、総額47億5,643万1千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。これに要する経費は、総額1,239億7,369万9千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度361億5,778万2千円に対し、34億3,064万3千円の増額となり、総額395億8,842万5千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システム開発費の増加等により、前年度93億7,374万円に対し、8億4,552万円の増額となり、総額102億1,907万円である。

(10) 減価償却費、財務費及び不備費

減価償却費384億2,000万円、支払利息、放送債券発行費還済費等の財務費111億5,727万4千円及び予備費20億円を計上する。

(11) 特別収入及び特別支出

固定資産売却益等の特別収入153億740万円及び固定資産売却損等の特別支出8億600万円を計上する。

(12) 受託業務等

放送法第9条第3項に基づく受託業務等については、会館施設等の一般供用、放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は5億1,500万円であり、支出は4億3,200万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成元年度	昭和63年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	30,571,000	30,011,000	560,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	2,040,000	2,160,000	120,000
年 度 内 解 約 件 数	2,860,000	1,600,000	1,260,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 820,000	560,000	△ 1,380,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成元年度	昭和63年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	695,000	681,000	14,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	57,000	53,000	4,000
年 度 内 解 約 件 数	44,000	39,000	5,000
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△ 13,000	14,000	△ 1,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成元年度	昭和63年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	1,369,000	1,499,000	△ 130,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	230,000	280,000	△ 50,000
年 度 内 解 約 件 数	340,000	410,000	△ 70,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 110,000	△ 130,000	△ 20,000

## イ 受信料免除見込件数

区	分	平成元年度	昭和63年度	増	減
年 度 初 頭 免 除 件 数		193,000	206,000	△ 13,000	
年 度 内 新 規 免 除 件 数		5,000	6,000	△ 1,000	
年 度 内 解 約 件 数		17,000	19,000	△ 2,000	
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△	12,000	13,000	△ 1,000	

## (3) 衛星カラー契約

## ア 有料契約見込件数

区	分	平成元年度	昭和63年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 新 規 契 約 件 数		1,367,000	—	1,367,000	
年 度 内 解 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 增 加 契 約 件 数		1,367,000	—	1,367,000	

## イ 受信料免除見込件数

区	分	平成元年度	昭和63年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 新 規 免 除 件 数		5,000	—	5,000	
年 度 内 解 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 增 加 免 除 件 数		5,000	—	5,000	

## (4) 衛星普通契約

## 有料契約見込件数

(参考1)						
有料契約見込総数						
区	分	カラーキャンペーン	普通契約	衛星カラーキャンペーン	普通契約	特別契約
年 度 初 頭 契 約 件 数		30,571,000	1,369,000	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	820,000	△ 110,000	1,267,000	10,000	3,000
年 度 末 契 約 件 数		29,751,000	1,259,000	1,267,000	10,000	3,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラーキャンペーン	普通契約	衛星カラーキャンペーン	普通契約	特別契約	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数		234,000	15,000	0	0	0	249,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	4,000	△ 1,000	9,000	9,000	4,000	253,000
年 度 末 契 約 件 数		230,000	14,000	9,000	9,000	4,000	253,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラーキャンペーン

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	0	—	0	0	0
年 度 内 新 規 契 約 件 数	10,000	—	10,000	0	30,571,000
年 度 内 解 約 件 数	0	—	0	△ 820,000	30,571,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	10,000	—	10,000	124,000	29,751,000
年 度 末 契 約 件 数	6,924,000	22,703,000	124,000	29,751,000	29,751,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	訪問集金	口座振替	繰続振込	合計
年度初頭契約件数	180,000	54,000	0	234,000
年度内増加契約件数	△ 12,000	7,000	1,000	△ 4,000
年度末契約件数	168,000	61,000	1,000	230,000

(2) 普通契約

区分	訪問集金	口座振替	繰続振込	合計
年度内増加契約件数	△ 48,000	△ 68,000	6,000	△ 110,000
年度末契約件数	54,000	707,000	6,000	1,259,000
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数				

区 分 訪問集金 口座振替 繰続振込 合 計

年度初頭契約件数	訪問集金	口座振替	繰続振込	合計
年度内増加契約件数	△ 48,000	△ 68,000	6,000	△ 110,000
年度末契約件数	54,000	707,000	6,000	1,259,000
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数				

(3) 衛星カラー契約

区分	訪問集金	口座振替	繰続振込	合計
年度初頭契約件数	13,000	2,000	0	15,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	△	1,000
年度末契約件数	12,000	2,000	0	14,000
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数				

区 分 訪問集金 口座振替 繰続振込 合 計

年度初頭契約件数	訪問集金	口座振替	繰続振込	合計
年度内増加契約件数	246,000	1,091,000	30,000	1,367,000
年度末契約件数	246,000	1,091,000	30,000	1,367,000
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数				

(4) 衛星普通契約

区分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	1,000	8,000	9,000
年度末契約件数	1,000	8,000	9,000
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数			

区 分 訪問集金 口座振替 合 計

年度初頭契約件数	訪問集金	口座振替	合計
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	2,000	8,000	10,000
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数			

(5) 特別契約

区分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	2,000	1,000	3,000
年度末契約件数	2,000	1,000	3,000

要員計画

区分	要員数
事業運営関係	14,727人
建物	255
合計	14,982

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内340人の縮減を見込んだものである。

1 資金計画の概要

平成元年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額4,789億5,975万5千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額4,732億3,788万4千円をもって施行する。

2 入金の部  
受信料については、受信料収入予算3,641億2,463万7千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額3,616億927万5千円を予定する。

放送債券について1260億円発行による入金額59億7,500万円、長期借入金については、366億3,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入153億6,700万円、放送債券償還積立資産への繰入れ76億5,000万円、国際放送関係等交付金収入16億2,286万5千円、有価証券の売却269億1,800万円、受取利息その他の入金231億2,561万5千円を見込む。

以上により入金額は、総額4,789億5,975万5千円である。

(6) 外部(輸出)

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

なお、衛星料金を含む受信料の徵収等の受信料体系の変更は、衛星放送に要する経費の負担の在り方等の観点から妥当なものと考える。

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前 期 末 資 金 有 高	入	16,546,000	24,179,128	24,200,272	24,809,157	16,646,000
受 信 料	金 券	113,984,393	98,828,119	164,049,910	107,986,333	478,959,775
放 送 債 債	金	103,348,124	76,794,496	107,001,674	74,464,981	361,509,275
長 期 借 入	金	0	0	0	5,976,000	5,976,000
固 定 資 產 売 却 収	入	67,500	364,500	14,867,500	67,500	15,367,000
故 送 資 產 損 額 収 立	資 產 入	0	0	0	7,650,000	7,650,000
交 付 金 収 入 却	有 價 記 券 売 入	370,324	509,760	371,390	371,391	1,622,856
受 取 利 息 そ の 他 の	入 金	1,500,000	13,700,000	400,000	11,378,000	26,978,000
3 出 事 業 経 費	金	7,788,445	2,460,363	4,778,346	8,088,461	23,125,618
建 設 経 費		105,551,265	93,807,975	163,441,015	115,437,629	478,237,884
放 送 債 券 債 債		81,604,443	78,371,396	109,211,470	84,609,662	353,883,977
長 期 借 入 金 返 資	出	16,807,318	12,091,615	14,592,325	12,658,742	56,100,000
故 送 資 產 損 額 積 立	資 產 繼 入	0	0	4,400,000	3,250,000	7,650,000
有 價 記 券 購 入 支 払 利 息 そ の 他 の	支 金	200,000	200,000	200,000	5,464,000	5,464,000
4 期 末 資 金 有 高		6,339,504	2,944,964	31,400,000	550,000	32,650,000
		24,179,128	24,200,272	24,809,157	3,476,225	17,367,871
					17,367,871	17,367,871

日本放送協会平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見  
放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会の平成元年度収支予  
算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

日本放送協会（以下「協会」といふ。）の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

郵政大臣

案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

収支予算について、その概要を申し上げます。

まず、受信料につきましては、消費税転嫁に伴う改定を行うこととし、現行のカラー契約月額千四十円を千七十円に改めるなどのほか、新たに衛星カラー契約月額二千円などの衛星料金を含む受

三千九百十四億三千万円、事業支出は四千五十六億九千万円となっており、この事業収支の不足額百四十二億六千万円は長期借入金をもつて補てんすることとしております。また、債務償還に必要な資金百七億六千万円につきましては、長期借入金をもつて措置することとしております。

事業計画におきましては、その重点を公正な報道と豊かな放送番組の提供、衛星放送の普及促進、国際放送の受信改善、新受信料体系の定着などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、受信料が消費税の課税対象となる理由、ニーメディア時代における公

共放送の役割、長期的展望に立った経営方策の確立、衛星放送の有料化及び補完機打ち上げの是非などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して及川委員から反対、自由民主党を代表して岡野理事から賛成、公明党・国民会議を代表して鶴岡委員から反対、日本共産党を代表して山中委員から反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森理事より、放送の不偏不党の堅持、計画的な経営方策の策定など七項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

#### ○議長(土屋義彦君) 日程第一二 租税特別措置法の一部を改正する法律案

#### 日程第一三 関税定率法等の一部を改正する法律案

#### 日程第一四 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

#### 日程第一五 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第一六 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第一七 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第一八 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第一九 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二〇 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二一 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二二 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二三 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二四 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二五 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二六 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二七 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二八 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第二九 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三〇 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三一 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三二 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三三 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三四 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三五 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三六 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三七 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三八 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第三九 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第四〇 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

#### 日程第四一 國際復興開発銀行の運営に関する法律案

取得価額の損金算入の特例制度等の新設及び消費税に係る確定申告期限の延長、中小企業者等の事業の基盤の強化に資する措置の拡充等を行うとともに、石油ガス貯蔵施設の割増償却制度等の廃止及び中小企業等海外市場開拓準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図るほか、山林所得に係る森林計画特別控除制度及び交際費の損金不算入制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、納稅者番号制度については、キャピタル・ゲイン課税及び利子課税の総合課税への移行問題をも十分勘案しつゝ、国民の合意形成の状況を見守りながら、引き続き検討を進める。

二、複雑、困難であり、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納稅環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等從来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行うこと。

一、要する職務に従事する国税職員について、変動する納稅環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等從来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行うこと。

一、税制に対する国民の理解と信頼を確保するため、今後とも税制全般について不斷の見直しが行うこととし、就中、不公平税制の是正、資産税に対する課税の一層の適正化については引き続き格段の努力を行うこと。

一、土地税制については、税負担の公平確保及び土地政策との整合性に配慮しつゝ、土地の取得、保有、譲渡等に対する課税のあり方に関し、さらに検討を行うこと。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国税に関する制度全般にわたる改革の円滑な実施に配慮しつゝ、当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置として、収用等のための土地等の譲渡に係る譲渡所得の特別控除の引上げ等の土地税制の改正及び不動産登記に係る登録免許税の課税の特例の廃止、中小企業者等の特定事務用機器の

一、引当金、準備金、特別償却等については、經

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国税に関する制度全般にわたる改革の円滑な実施に配慮しつゝ、当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置として、収用等のための土地等の譲渡に係る譲渡所得の特別控除の引上げ等の土地税制の改正及び不動産登記に係る登録免許税の課税の特例の廃止、中小企業者等の特定事務用機器の

一、引当金、準備金、特別償却等については、經

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国税に関する制度全般にわたる改革の円滑な実施に配慮しつゝ、当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置として、収用等のための土地等の譲渡に係る譲渡所得の特別控除の引上げ等の土地税制の改正及び不動産登記に係る登録免許税の課税の特例の廃止、中小企業者等の特定事務用機器の

一、引当金、準備金、特別償却等については、經

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国税に関する制度全般にわたる改革の円滑な実施に配慮しつゝ、当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置として、収用等のための土地等の譲渡に係る譲渡所得の特別控除の引上げ等の土地税制の改正及び不動産登記に係る登録免許税の課税の特例の廃止、中小企業者等の特定事務用機器の

一、引当金、準備金、特別償却等については、經



二 第十条の四第一項の表の第五号の上欄に掲げる個人（前号に掲げる個人を除く。）特定電子式金銭登録機二 第十一条の四第一項の表の第五号の上欄に掲げる個人（前号に掲げる個人を除く。）特定電子式金銭登録機

二 第十一条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定事務用機器の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の二十一」を「百分の十九」に改める。

第十三条の二第一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に、「百分の二十四（第三号に定める漁船については、百分の二十一）」を「百分の二十二」に改め、同項第一号中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「間に」を「期間（以下この号において「指定期間」といふ。内に）」に、「同条第一項又は第二項」を「同条第二項若しくは第三項」に、「同条第一項第一号」を「同法第二条第三項」に改め、「（以下この号において「特定組合」という。）」に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち」を削り、「限る。」であるもの「の下に「又は指定期間内に同法第五条の二第一項に規定する構造改する法人である場合には当該法人を直接又は間接及び「当該特定組合が二以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接又は指定期間に係る同項の承認を受けた同法第一

第三条第四項に規定する特定商工組合等（以下この号において「特定商工組合等」という。）の構成員（当該特定商工組合等が二以上の特定商工組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者うち同法第五条の二第一項に規定する構造改善事業（同法第四条第一項に規定する設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業に限る。）を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものを加え、「当該構造改善事業計画に係るもの」を「当該構造改善事業計画又は当該構造改善円滑化計画に係るもの」に改め、同項第三号中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年」を「平成六年」に改める。

第十四条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の百三十四」を「百分の百三十」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の百二十四」を「百分の百二十」に改める。

第十五条の見出し中「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に改め、同条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に、「第十一条の三」を「第十二条の二」に改め、同条第二項中「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に改める。

第十六条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第十八条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項第三号中「同条第一項又は第一項」を「同条第一項から第三項まで」に、「同条第一項第一号」を「同法第二条第三項」に改め、「特定組合」の下に又は同法第五条の二第一項に規定する構造改善円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係

第八 特定産業加工業経営改善臨時措置法第三条  
第一項に規定する経営改善措置に関する計画  
に係る同項の承認又は同条第二項に規定する  
事業提携に関する計画に係る同項の承認を受  
けた同条第一項に規定する特定事業協同組合  
等 同法第六条第三項に規定する負担金  
昭和六十四年三月三十日までの期間（以下この  
項において「指定期間」という。）内の日の属する  
「平成」年までの」に改め、「それぞれの収入金  
額」の下に「の百分の八十（その年における物品の  
輸入取引に係る対価の額の合計額のその年の前年  
における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額  
に対する割合が百分の百十以上百分の百二十未満  
である場合には百分の八十三とし、当該割合が百  
分の百二十以上百分の百三十未満である場合には  
百分の八十五とし、当該割合が百分の百三十以上  
である場合には百分の八十八とする。）に相当する  
金額」を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に  
改め、「内の指定期間」を削り、同項第一号中「千  
分の十・四」を「千分の十」に改め、同項第二号中  
「千分の十四・一」を「千分の十三」に改め、同条第  
十項中「については、政令で定めるところによる」  
を「その他の同項の規定の適用に関する必要な事項は  
政令で定める」に改める。  
第二十条の二第一項中「昭和六十四年三月三十  
三年」に改め、同項の表の第一号中「百分の三十一  
を「百分の二十七」に改める。  
第二十条の三第一項中「昭和六十五年三月三十  
一日」を「平成二年三月三十日」に改める。  
第二十条の四第一項中「昭和六十五年」を「平成  
二年」に改める。  
第二十条の五第一項中「昭和六十四年三月三十  
一日」を「平成三年三月三十日」に改める。

第二十条の六第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第二十一条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「百分の二十二」を「百分の二十一」に改める。

第二十二条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第二十四条第一項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第二十五条第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第二十五条の二第一項及び第四項中「昭和六十年分」を「平成五年分」に改める。

第二十六条に次の二項を加える。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第二十八条の三第十一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第二十八条の四第二項及び第二十八条の五第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「昭和六十四年」を「平成三年」に改める。

第三十一条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第三十二条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「第四十四条」の下に「又は第四十五条」を加え、同項第七号中「第四十四条」の下に「又は第四十五条」を加え、「同条」を「同法第四十一条」に改め、同条第三項中「昭和四条又は第四十五条」を加え、「同条」を「同法第四十一条」に改め、同条第三項中「昭和四

六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十日」に改める。

第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加える。

第三十一条の二第一項及び第二十二条第三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十日」に改める。

第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」の下に「若しくは農用地整備公団法(昭和四十九年法律第43号)第十九条第一項第一号イの事業」を、「第九十六条の四」の下に「並びに農用地整備公団法第二十三条第二項」を加え、「同法第五十三条の二の二第一項」を「土地改良法第五十三条の二の二第一項」に改める。

第三十三条の二第一項第二号中「土地改良事業又は「土地改良事業」に改め、「の事業」の下に「又は農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」を加える。

「農用地整備公團法第十九条第一項第一号イの事業」を加え、同条第二項中「地上権の共有持分」の下に「当該資産に係る権利交換が同法第百十一条第一項の規定により定められた権利交換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」を、「部分の給付の下に「当該給付が同法第百十八条の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付」を加え、同条第三項中「同項に規定する権利」を「同項に規定する施設建築物の一部を取得する権利（都市再開発法第百十一条第一項の規定により定められた権利交換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は前項に規定する給付を受けける権利」に、「建築施設の部分につき都市再開発法」を「建築施設の部分（同法第百十八条の二第五の二第一項の規定により定められた管理処分計画に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）につき同法」に改め、「第百十八条の二第五の二二十四」の下に「（同法第百十八条の二十五の二

第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加える。

3 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十日までの間の収用交換等による資産の譲渡に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「三千万円」とあるのは、「五千円」とする。

第三十三条の六第一項中「又は第一百八十八条の十一第一項の規定による施設建築物の一部又は建築物に接する部分を二階以上は三百一二十平方メートルの規定

施設の普及を若しくは第百十一条第一項の規定による施設建築物の一部若しくは施設建築物に関する権利又は同法第百八十八条の十一第一項（同法第二百八十八条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による建築物

設の部分若しくは施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利に改め、同条第一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

「第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第四号中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十日」に改める。

第三十四条の三第四項中「添附」を「添付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「添附を添付」と改め、同項を同条第四項とし、同条第六項

二項中「前項」を「第一項」に、「第五号」を「第六号」に改め、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下が、第四号の次に次の二号

を加え、同項を同条第三項とする。

上に存する権利に限る。)につき同号イの事業

が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第四

第三十七條の五第一項の表中「昭和六十年十一月三十日」を「平成一年十一月三十日」に改め

第三十七条の十第一項、第三十七条の十一第二項及び第八項並びに第三十七条の十二第一項由「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」

改める。

を平成四年十一月三十日改める。

第三十一条の八第一項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改め

第四十一条の十三中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十四第三項の表中「及び租税特別措置法」を並びに租税特別措置法に改める。

第四十一条の十五中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十日」に改め、同条を第四十一条の十六とする。

第四十一条の次に次の二条を加える。

**第四十一条の十五 居住者が、所得税法第二条等  
一項第三十一号イに掲げる者(同項第三十四条  
に規定する夫養親族である子)を有するものに限**

る。)に該当し、かつ、同項第三十号の合計所銀金額が三百万元以下であつて、同号に規定する

老年者に該当しない場合には、同法第八十一各項に規定する寡婦控除の額は、同条第一項の規定にかかるうえ、同項に規定する金額に

2 前項の規定の適用がある場合における所得額の規定にかかる限り、同項の規定による額を加算した額とする。

法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第一項	寡婦	並びに租税特別措置法第四十一条の十五第一項 控除の特例) の規定に該当する寡婦若しくはそ の他の寡婦
第一百九十四条第二項ハ	の規定	並びに租税特別措置法第四十二条中「昭和六十五年三月三十一日」を 「平成二年三月三十一日」に改める。
第一百九十四条第一項	寡婦	並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで、第四十 二条の五第一項及び第四十二条の六第一項中「昭 和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一 日」に改める。
第四十二条の四第一項から第四項まで、第四十 二条の五第一項及び第四十二条の六第一項中「昭 和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一 日」に改める。	四 第一項に規定する特定農産加工業經營改善臨時措置法第三条 二条の四第三項に規定する中小企業者(第三十 二条の四第三項に規定する法人又は農業協同組合等に限る)に該当 する法人又は農業協同組合等に限る)で同法 第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた法人(前号に掲げる法人 に該当する者を除く。)に改め、同項	「第四十二条の四第一項から第四項まで、第四十 二条の五第一項及び第四十二条の六第一項中「昭 和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一 日」に改める。
第四十二条の七第一項中「昭和六十四年三月三 十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項 第43条の三第一項中「昭和六十四年三月三 十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。 第43条の四を次のように改める。 (特定中核的民間施設の特別償却)	機械及び装置 指定期種以外の業種 に属する事業	「第四十二条の七第一項中「昭和六十四年三月三 十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項 第43条の三第一項中「昭和六十四年三月三 十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。 第43条の四を次のように改める。 (特定中核的民間施設の特別償却)
第四十三条の二第一項中「昭和六十五年三月三 十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「百分の二 十」を「百分の十三」に改める。 第四十三条の三第一項中「昭和六十四年三月三 十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。 第四十三条の四を次のように改める。 (特定中核的民間施設の特別償却)	機械及び装置 指定期種以外の業種 に属する事業	「第四十三条の二第一項中「昭和六十五年三月三 十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「百分の二 十」を「百分の十三」に改める。 第四十三条の三第一項中「昭和六十四年三月三 十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。 第四十三条の四を次のように改める。 (特定中核的民間施設の特別償却)

第四十一条中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改める。  
第四十二条の四第一項から第四項まで、第四十二条の五第一項及び第四十二条の六第一項中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

「第四号に」を「第四号及び第五号に」に改め、同表の第一号中「第四号まで」を「第五号まで」に改め、同表の第二号中「次に掲げる法人に該当する法人」を「事業転換法第三条第一項に規定する事業転換計画に係る同項の承認を受けた法人（前号に掲げる法人に該当する者を除く。）」に改め、同号イ及びロを削り、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合二つ、準用する。

ては、百分の十三)

第八十五条第一項	寡婦	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十五第一項 (寡婦控除の特例)の規定
第一百九十条第二号ハ	寡婦	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十五第一項 (寡婦控除の特例)の規定
第一百九十四条第一項 第二号	寡婦	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十五第一項 (寡婦控除の特例)の規定
第四十二条中「昭和六十五年三月三十一日」を 「平成二年三月三十一日」に改める。			

多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一項第一項に規定する承認基本構想において定められた同法第七条

属設備については、百分の十五)に相当する金額を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同質の次の各号と加える。

<p>機械及び装置</p> <hr/> <p>指定業種以外の業種 に属する事業</p>	<p>第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>第三号の次に次の三号を加える。</p>
<p>第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>第三号の次に次の三号を加える。</p> <p>第三号の次に次の四号を加える。</p>	<p>第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>第三号の次に次の三号を加える。</p> <p>第三号の次に次の四号を加える。</p>
<p>第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>第三号の次に次の三号を加える。</p> <p>第三号の次に次の四号を加える。</p>	<p>第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>第三号の次に次の三号を加える。</p> <p>第三号の次に次の四号を加える。</p>
<p>第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>第三号の次に次の三号を加える。</p> <p>第三号の次に次の四号を加える。</p>	<p>第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>第三号の次に次の三号を加える。</p> <p>第三号の次に次の四号を加える。</p>

三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等  
をした高度技術工業用設備（前二号に掲げ  
る高度技術工業用設備に該当するものを除  
く。）百分の二十（建物及びその附属設備に  
ついては、百分の十）  
第四十四条の三第一項中「昭和六十五年三月三  
十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。  
第四十四条の四第一項中「昭和六十四年三月三  
十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同  
項の表の第一号中「産業構造転換円滑化臨時措置  
法」の下に「昭和六十一年法律第二十四号」を加  
え、「その設置をすることが緊急に必要なものと  
して」を削り、「百分の二十一」を「百分の二十一」  
に改め、同表の第二号中「特定船舶製造業経営安  
定臨時措置法」の下に「昭和六十一年法律第二十  
五号」を加え、「その設置をすることが緊急に必  
要なものとして」を削り、同表に次の一号を加え  
る。

第四十三条の二第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年二月三十日」に、「百分の二十分の十三」を「百分の十三」に改める。

第四十三条の三第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十日」に改める。

第四十三条の四を次のように改める。

(特定期核的民間施設の特別償却)

第四十三条の四 青色申告書を提出する法人(その発行済株式の総数又は出資金額若しくは提出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは提出をされている法人に限る)が、平成元年四月一日から平成三年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる区域内において当該各号に定め

る施設のうち政令で定めるものに含まれる建物及びその附屬設備で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定中核的民間施設」という。）を取得し、又は特定中核的民間施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定中核的民間施設（前二条又はこれらの規定に係る第五十二条の第三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第三特定期農産加工業経営改善臨時措置法第一項に規定する特定農産加工業者で、同一条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(政令で定めるもの)に係る同一の事業を有する法人又は同条第二項に規定する法人又は同一の事業に係る同一の計画に係る同一の措置を実施するためのものとして政令で定めた規則の規定によるものとする。

第四十四条の五第一項中「昭和六十二年法律第七十一号」を削り、「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

を「百分の十五」に改める。

第四十五条の二第一項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十日」に改め、「備品で政令で定めるもの」の下に「(以下)この項において「医療用機器」という。」を加え、「百分の十六」を「百分の十五(医療用機器のうち医療法第三十条の六の規定により同条に定める利用に供されるもので政令で定めるものについては百分の十八とし。)」に、「百分の八」を「百分の八とする。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(中小企業者等の特定事務用機器の取得価額の  
損金算入の特例)

**第四十五条の三** 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、平成元年四月一日から

官 報 (号 外)

す、当該特定事務用機器の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事務用機器の取得価額に相当する金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額をいう。）との合計額とする。

一 第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等電子式の金銭登録機でその取得価額が百万円以下

二 第四十二条の七第一項の表の第五号の上欄に掲げる法人（前号に掲げる法人を除む。）で特定電子式金銭登録機」という。又は電子計算機の本体（これと同様に取得をする附属の入出力装置を含む。）でその取得価額が百六十万円以下のもの

二 第四十二条の七第一項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六条第一項中「百分の二十四（第三号に定める漁船については、百分の二十二）」を「百分の二十二」に改め、同項第一号中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「間に」を「期間（以下この号において「指定期間」という。）内に」、「同条第一項又は第二項」を「同条第一項若しくは第三項」に、「同条第一項第一号」を「同法第二条第三項」に改め、「（以下この号において「特定組合」という。）及び「当該特定組合が一以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうちを削り、「限る。」であるもの」の下に「又は指定期間内に同法第五条の二第一項に規定する構造改善基準内消化計画に係る同項の承認を受けた同法第二条第四項に規定する特定商工組合等（以下この号において「特定商工組合等」という。）の構成員のうちのうち同法第五条の二第一項に規定する構造改善基準内消化計画に係るもの」を加え、「当該構造改善事業計画に係るもの」を「当該構造改善事業計画及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業に限る。」を実施する者として政令で定めるものに限る。」であるものを「当該構造改善事業計画に係るもの」を「当該構造改善事業計画又は当該構造改善基準内消化計画に係るもの」に改め、同項第三号中「昭和六十五年三月三十一日」を「平

成二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成六年六月三十日」に改める。  
第四十六条の二第一項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の十九」を「百分の十四」に、「百分の二十一」を「百分の十九」に改める。

同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同法第二条第四項に規定する特定商工組合等」を加え、同項に次の一号を加える。

(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同法第二条第四項に規定する特定商工組合等」を加え、同項に次の一号を加える。

八 特定農産加工業經營改善臨時措置法第三条  
第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認又は同条第二項に規定する事業提携に関する計画に係る同項の承認を受けた同条第一項に規定する特定事業協同組合等 同法第六条第三項に規定する負担金

第五十四条第一項中「昭和六十四年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む」を「平成二年三月三十一日までの間に終了する」に改め、「それぞれの収入金額」の下に「の百分の八十(当該事業年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額の基準年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額に対する割合が百分の百十以上百分の百二十未満である場合には百分の八十八とする。)に相当する金額」を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、「指定期間」を削り、同項第一号中「千分の一・七六」を「千分の一・六」に、「千分の十・四」を「千分の十」に改め、同項第二号中「千分の二・四四」を「千分の二・二」に、「千分の十四・一」を「千分の十三」に改め、同条第十項中「については、政令で定めるところによる」を「その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定めるに改める。」

第五十五条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「を取得し」を「の取得(同表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人の特定株式等については、政令で定める要件を満たす出資又は資金の貸付けに関する計画に基づく取得に限る。)をし」に、「第四号まで」を「第六



第十六条の「十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を「施設建築物の一部」の下に「(同号)の施設建築物に関する権利を含む。」を、「若しくは建築施設の部分」の下に「(同号)の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。」を加え、「当該権利につき」を「同号に規定する権利につき」に改める。

第六十五条の二に次の一項を加える。

11 法人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の収用換地等による資産の譲渡に係る第一項、第二項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「三千万円」とあるのは、「五千円」とする。

第六十五条の四第一項第四号中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の五に次の一項を加える。

4 第一項に規定する農業生産法人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の同項に規定する土地等の譲渡に係る同項の規定の適用については、同項中「五百万円」とあるのは、「八百万円」とする。

第六十五条の六に次の一項を加える。

2 法人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の資産の譲渡に係る前項の規定の適用については、同項中「三千万円」とあるのは、「三千万円(その資産の譲渡につき第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受け、これらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額が三千万円を超えるときは、五千万円)」とする。

第六十五条の七第一項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十五条の二」を「第四十五条の三」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十第一項中「昭和六十四年三月三十  
一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項  
第三号中「第四条第一項第一号」を「第二条第三項」  
に改め、「特定組合」の下に「又は同条第四項に規定  
する特定商工組合等」を加え、「同項第一項又は  
第二項」を同法第四条第一項から第三項までに、「新商品又は」を「新商品若しくは」に改め、「固定資產」の下に「又は同法第五条の二第一項の承認に  
係る構造改善円滑化計画において定められている  
同項に規定する新商品若しくは新技術の開発に関する  
事業として行う試験研究の用に直接供する固定  
資産」を加え、同項に次の一号を加える。

八 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条  
第一項に規定する特定事業協同組合等 同項  
の承認に係る同項に規定する経営改善措置に  
関する計画又は同条第二項に規定する事業提  
携に関する計画において定められているこれ  
らの規定に規定する新商品又は新技術の研究  
開発に関する事業として行う試験研究の用に  
直接供する固定資産

同法の施行の日から平成三年三月三十一日までの間に、同項の承認（同法第四条第一項の承認を含む。）を受けた同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に基づく設備の廃棄を行った場合について準用する。

第六十六条の十四第一項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第六十七条に次の二項を加える。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十七条の三第一項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十七条の四第六項中「第四十五条の二」を「第四十五条の三」に改める。

第六十七条の五第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第六十八条中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十日」に改める。

第六十九条の二第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

第七十条の三第一項中「昭和六十四年十一月三十一日」を「平成元年十二月三十日」に改める。

第七十一条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十二条から第七十五条までの規定中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。



等の保有期間その他前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(普通乗用自動車の範囲の特例)

第八十六条の五 消費税法附則第十一条第一項に規定する普通乗用自動車のうち道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する軽自動車に該当するもので、平成二年一月一日から平成四年三月三十一日までの間に国内において譲渡が行われ、又は保税地域から引き取られるものは、消費税法附則第十一条の規定の適用については、同条第一項に規定する普通乗用自動車に含まれないものとする。

第八十八条の三及び第八十八条の四を次のように改める。

第八十八条の三及び第八十八条の四 削除

第八十九条第三項、第八十九条の三第一項及び第八十九条の四第一項中「昭和六十八年三月三十日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「次条第一項」を「第九十条の七第二項第一号」に、「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第九十条の五を次のように改める。

(石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付)

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二一七〇・〇〇号の一の回に掲げる粗油で石油税課税済みのもの(以下この条及び次条第一項において「課税済みの原油等」という)から本邦において製造された前条第一項第一号に掲げる揮発油(以下この条において「特定揮発油」という)を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油につき、石油税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油税額に相

当する金額を当該特定揮発油の製造者に(当該特定揮発油の製造者が当該特定揮発油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納税者ではない場合にあっては、当該課税済みの原油等に係る石油税の納税者)に還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する石油化学製品の製造場が特定揮発油以外の揮発油を原料に供する当該石油化学製品の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるとときは、その承認を与えないことができる。

3 税務署長は、第一項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、同項に規定する石油化学製品の原料に供する特定揮発油及びこれを原料に供して製造した当該石油化学製品をそれぞれ他の揮発油及び石油化学製品と区別して貯蔵すべきことを命じることができる。

4 第一項に規定する石油化学製品の製造者は、同項の承認に係る石油化学製品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出て、当該石油化学

製品が製造されたこと及び当該石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量の確認を受けなければならぬ。

5 石油税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)第二十六条(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する重油の製造者又

は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、

石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五条

第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油の製造者若しくは販売業者」と、「原油若しくは」あるのは「同項に規定する揮発油の製造者若しくは」あるのは「同項に規定する揮発油の製造者若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは」とあるのは「同項に規定する揮発油又は石油化学製品(第二十三条第一項及び第二項において「特定揮発油等」という)の製造購入、貯蔵、消費又は」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同法第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同

条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「特定揮発油等」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第七十九条の七第一項中「昭和六十八年四月三十日」を「平成五年四月三十日」に改め、第六章第三節の三中同条を第九十条の九とする。

第七十九条の六第三項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削り、同条を第九十条の八とする。

第六章第三節の二中第九十条の五の次に次の二条を加える。

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二一七〇・〇〇号の一の回のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油税額に相当する金額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納税者ではない場合にあっては、当該課税済みの原

油等につき当該重油の製造者が当該石油税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に還付する。

2 石油税法第二十三条(第一項第二号及び第四号を除く。)第二十六条(第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油(以下この項及び次項において「重油」という。)を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前条第一号」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第三項中「第四条及び第十二条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 石油税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)第二十六条(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油(以下この項及び第二十三条第一項において「重油」という。)の製造者

者又は販売業者」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定の適用を受けた重油は、同項に規定する方法により購入された日から二年以内に、同項に規定する用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税務署長は、これらの場合に該当することとなつた者は、当該重油について第一項の規定により還付を受けた金額に相当する石油税を直ちに徴収する。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付計算金は、付さない。

第七十九条の七 偽りその他不正の行為により第十条の五第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて該当還付金に相当する金額の三倍以下とができる。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第九十条の四第四項の規定に違反して同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 前条第四項の規定に違反して同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三 偽りその他不正の行為により前条第一項に規定する重油を同項に規定する用途に供する目的以外の目的で同項に規定する方法により

4 購入した者  
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、  
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務  
又は財産に関して第一項又は前項の違反行為  
をしたときは、その行為者を罰するほか、その  
法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。  
5 前項の規定により第一項の違反行為につき法  
人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間によ  
る。

(施行期日)  
附 則

一 第十条の四第一項の表の第一号の改正規定、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に一号を加える改正規定、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第四十二条の七第一項の表の第一号の改正規定、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に一号を加える改正規定、第四十四条

の第四項の表に一号を加える改正規定、第五十二条第一項に一号を加える改正規定、第六十六条の十第一項に一号を加える改正規定、第六十六条の十三第三項の改正規定(「次項」を「第三項」と、「この条」を「この項及び第三項」に改める部分に限る)、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一

附

項の次に一項を加える改正規定及び第八十一  
条第一項の改正規定(「認定された日から五年  
以内にされたものに限る。」)の下に「特定農  
産加工業経営改善臨時措置法第三条第二項若  
しくは第四条第一項の規定による承認(同法  
の施行の日の翌日から平成二年三月三十一日  
までの間にされたものに限る。)」を加える部  
分に限る。)並びに附則第四条第二項、第五条第  
十三項、第九条第二項、第十一条第七項及び  
第十九項並びに第十三条第二項の規定 特定  
農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法  
律第二号)の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)  
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるもののを除くほか、平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。附則第六条及び第七条において同じ。)以後の所得税について適用し、昭和六十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特別の外貨借入金等の利子の非課税に関する  
経過措置)

却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)  
第四条 新法第十条の四(第一項の表の第四号を除く。)の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備をその事業の用に供した場合については、なお前例による。

2 新法第十条の四第一項の表の第四号の規定は、個人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 個人が昭和六十三年九月三十日以前に取得又は製作若しくは建設をいう。以下のこの条において同じ。)をした旧法第十二条の二第一項に規定する特定開発研究用資産をその事

業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第

年改正法附則第五条第一項」と、新法第十六条第一項中「第十二条の二まで」とあるのは「第十二条の二まで又は平成元年改正法附則第五条第

新法第十二条の三第一項に規定する個人が、  
条の四第一項の表の第五号」とあるのは、「第十  
条の四第一項の表の第四号」とする。

平成元年三月一日から同月三十日までの間に取得又は製作をした同項に規定する特定事務用機器を同年四月一日から同月三十日までの間に当該個人の事業の用に供した場合には、当該特定事務用機器については、当該個人が同月一日に取得又は製作をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

械及び装置、工場用の建物及びその附屬設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

新法第十三條の二第一項（同項第一号に定める減価償却資産に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する中小企業構造改善

計画につき同号に規定する承認を受ける同号の商工組合等の構成員の有する同号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十九

三条の二第一項第一号に規定する中小企業構成員の有する同号に定める  
改善計画につき同号に規定する承認を受けた同号の商工組合等の構成員の有する同号に定める

減価償却資産については、なお従前の例によ  
る。

新法第十三條の二第一項(同項第一号に定める減価償却資産に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画

13 12 11  
新法第十四条第一項及び第二項の規定は、個人が  
人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一  
項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定す  
る特定再開発建築物等について適用し、個人が  
施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第  
一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定  
する特定再開発建築物等については、なお従前  
の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)  
第六条 平成元年分の所得税に係る新法第二十条  
の規定の適用については、同条第一項中「除し  
て計算した金額」とあるのは、「除して計算した

金額(平成元年・昭和六十四年一月一日から平成元年十一月三十一日までの期間をいう。)に昭和六十四年一月一日から平成元年三月三十日までの間において事業を営んでいた期間(以下この項において「旧積立率適用期間」という。)の月数を乗じてこれを昭和六十三年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額の千分の十・四に相当する金額と当該取引に係る収入金額に平成元年(昭和六十四年一月一日から平成元年十一月三十一日までの期間をいう。以下この項において同じ。)において事業を営んでいた期間の月数から旧積立率適用期間の月数を控除した月数を乗じてこれを昭和六十三年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額に百分の九十(平成元年ににおける物品の輸入取引に係る対価の額の合計額の昭和六十三年における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額に対する割合が百分の百十以上百分の百二十未満である場合には百分の九十五とし、当該割合が百分の百三十以上である場合には百分の九十八とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た金額の千分の十に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用期間の月数の十四・一に相当する金額と当該取引に係る収入金額に平成元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額の千

期間の月数から旧積立率適用期間の月数を控除した月数を乗じてこれを昭和六十三年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額に百分の九十を乗じて得た金額の千分の十三に相当する金額との合計額を加算した金額」)とする。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

(法人税の特例に関する経営措置の原則)

第七条 平成元年分の所得税に係る新法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中、「当該収入金額の百分の二十二(次項第三号)」であるのは「昭和六十四年一月一日から平成元年三月三十日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五(次項第三号)に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十一(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とす

**第八条** 新法第三章の規定は、別段の定めがあるもののを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

若しくは製作又は貯借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十二条の七第一項の表の第四号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十一条 新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定の施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十三条の二第一項に規定する特定の施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が昭和六十三年九月三十日以前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業一項に規定する

3 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の七まで、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十六条から四十九条まで、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条（新法第六十五条の二第六項及び第六十五条第六項において

第六十五条の八第七項において適用する場合を含む。)、第六十五条の七(新法第一項及び第二項並びに第四十二条の四第五項第一号、第四十二条の六第十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第十二条の六第十二条の五第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは平成元年改正法附則第十四条第二項」と、新法第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項、第四十五条第一項並びに第四十五条の二第一項及び第二項中「第四十三条から前条まで」とあるのは、「第四十三条から前条まで若しくは平成元年改正法附則第十条第二項」と、新法第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは平成元年改正法附則第十条第二項」と、新法第四十七条第二項中「若しくは前項」とあるのは、「前項若しくは平成元年改正法附則第十条第二項」と、新法第四十八条第一項中「第四十五条まで」とあるのは、「第四十五条まで若しくは平成元年改正法附則第十条第二項」と、新法第四十九条第一項中「第四十五条の二まで」とあるのは、「第四十五条の二まで若しくは平成元年改正法附則第十条第二項」と、新法第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「若しくは第四十七条から第十九条まで」とあるのは、「第四十七条から第十九条まで若しくは平成元年改正法附則第十条第二項」と、新法第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは、「第五十一条又は

一九六

- |    |   |
|----|---|
| 4  | 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同一項目に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十一条第一項に規定する地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。                               |
| 5  | 新法第四十四条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同一項目に規定する高度技術工業用設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第二項に規定する高度技術工業用設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。                               |
| 6  | 新法第四十四条の四（第一項の表の第三号を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する産業構造転換用設備等について適用   |
| 7  | 新法第四十四条の四第一項の表の第三号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供した場合は、なお従前の例による。  |
| 8  | 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同一項目に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。                                     |
| 9  | 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同一項目に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。                                 |
| 10 | 新法第四十五条の三第一項第二号の規定の適用については、同号中「第四十二条の七第一項の表の第五号」とあるのは、「第四十二条の七第一項の表の第四号」とする。  |
| 11 | 新法第四十五条の三第一項に規定する法人が、平成元年三月一日から同月三十一日までの間に取得又は製作をして同項に規定する特定事務用機器を同年四月一日から同月三十日までの間に当該法人の事業の用に供した場合には、当該特定事務用機器については、当該法人が同年四月一日に取得又は製作をしたものとみなして、同条の規定を適用する。       |
| 12 | 新法第四十六条第一項（同項第一号に定める減価償却資産に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する中小企業構造改善計画につき同号に規定する構成員の有する同号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項第二号に規定する構造改善用設備等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。   |
| 13 | 新法第四十六条第一項（同項第二号に定める減価償却資産に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号に規定する承認を受ける同号の特定組合に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項第二号に規定する構造改善用設備等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。 |
| 14 | 新法第四十六条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行   |

一日までの間に取扱又は建設をしたものについては「百分の十五」と、「昭和六十四年三月三十日」とあるのは「平成四年三月三十一日」とする。

17 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の七まで、新法第六十六条の二、第五十六条の二、第五十二条、第五十三条の二、第五十二条の三、第六十四条(新法第六十四条の二)、第六十五条第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)第六十五条の七

(新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第五项第二号中「第四十八条」とあるのは「第四十八条(平成元年改正法附則第十条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成元年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八条(以下この章において「旧法第四十八条」という。)を含む。)」と、新法第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「第四十八条」とあるのは「第四十八条(旧法第四十八条を含む。)」と、新法第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第五十二条第二項、第五十二条の二並びに第五十二条の三第一項及び第三項中「第四十九条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、新法第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「第五十二条まで」とあるのは「第五十二条まで」の規定を含む。)」とする。

18 新法第五十二条第一項第三号の規定は、法人が織維工業構造改善臨時措置法改正法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、法人が同日前に支出した旧法第五十二条第一項第三号に定める負担金については、な

お従前の例による。

19 新法第五十二条第一項第八号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

(法人の準備金に関する経過措置)

第二十一条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の八十三」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の九十八」とする。

20 新法第五十四条の規定は、法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の八十三」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の九十八」とする。

21 前項の場合において、新法第五十四条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定については、前項後段の規定にかかるらず、同条第一項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(租税特別措置法

の一部を改正する法律(平成元年法律第二号)の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の一・四四(中小法人については、千分の十四・一)に相当する金額とする。

22 新法第五十五条(第十項を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。この場合において、新法第五十五条第一項に規定する内国法人(同項に規定する中小企業者に該当する法人を除く。)が取得する同項の表の第一号又は第二号に掲げる法人に係る同項に規定する特定株式等については、同項中「当該事業年度(同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の特定株式等については、当該内国法人が当該事業年度終了の日において第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する場合の当該事業年度に限る。)」とあるのは「当該事業年度」と、同項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の八」として、同条の規定を適用する。

23 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定については、前項後段の規定にかかるらず、同条第一項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(租税特別措置法

5 法人の施行日から平成二年三月三十一日までに開始する事業年度における新法第五十六条の四の規定の適用については、同条第一項中「特約に係るものとの合計額」とあるのは「特約に係るものとの合計額（当該法人が当該特定電子計算機貸付会社とその他の電子計算機の貸付けを業とする者とに対し電子計算機の販売を行つてある場合には、当該その他の電子計算機の貸付けを業とする者に対する電子計算機の販売に係る収入金額で当該特約に係るものとの合計額の二分の一に相当する金額を加算した金額）」と、同条第三項中「特定電子計算機貸付会社」とあるのは「特定電子計算機貸付会社又は同項に規定する電子計算機の貸付けを業とする者」と、「その求め」とあるのは「これらの者の求め」とする。

6 旧法第五十七条の五第一項に規定する法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てた異常危険準備金の益の額への算入については、なお従前の例による。

7 旧法第五十七条の五第一項に規定する法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に開始する事業年度において積み立てられる異常危険準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「控除した金額」とあるのは、「控除した金額の百分六十に相当する金額」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第十二条 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に

終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十二（次項第三号）」あるいは「当該事業年度開始の日から平成元年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の十六）に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の二十二（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第十三条 新法第六十六条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に行う設備の処理に係る同項に規定する設備廃棄による欠損金額について適用し、法人が施行日前に行つた設備の処理に係る旧法第六十六条の十三第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十六条 新法第七十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停若しくはあっせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条第一項第三号に掲げる特定組合又は特定商工組合等が織維工業構造改善臨時措置法改正法の施行の日以後に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条の十第一項第八号の規定は、同号に掲げる特定組合が同日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転に係る登録免許税について適用する。（動力炉・核燃料開発事業団に対する出えん金の損金算入に関する経過措置）

4 新法第八十二条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第八十二条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第八十二条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第八十二条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第十七条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「当該事業年度(同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の特定株式等についで)は、当該国内法人が当該事業年度終了の日ににおいて第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する場合の当該事業年度に限る。」とあるのは「当該事業年度」と、同項の表に、「百分の十」とあるのは、「百分の十五」とあるのは「二・二」とする」を「二・二、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第六号を除く。)」とする」に改める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正)

<sup>3</sup> 税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			前条の規定
土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法(昭和四十九年法律第 四十三号)	並びに農用地整備公団法	第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四	成元年法律第 二号)」
又は農業振興地域の整備に関する法律(昭和 四十四年法律第五十八号)第十三条の二第一項 の事業」とあるのは「農業振興地域の整備 に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)	第二十三条の二第一項」とあるのは「第二十三条 の二第一項」とあるのは「第二十三条 の二第一項」と	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは 「第十九条第一項第一号イの事業若しくは同 法」	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは 「第十九条第一項第一号イの事業若しくは同 法」
土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、農 用地整備公団法	第十一条の二第一項の事業又は農用地整備公 団法	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは 「第十九条第一項第一号イの事業若しくは同 法附則」	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは 「第十九条第一項第一号イの事業若しくは同 法附則」
又は農業振興地域の整備に関する法律(昭和 四十四年法律第五十八号)第十三条の二第一項 の事業」とあるのは「農業振興地域の整備 に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)	第十一条の二第一項の事業又は農用地整備公 団法	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは 「第十九条第一項第一号イの事業若しくは同 法附則」	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは 「第十九条第一項第一号イの事業若しくは同 法附則」

審査報告書

関税定期法等の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

平成元年三月二十九日

參議院議長　土屋 義彦殿

大藏委員長　梶原 清

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ等熱帯産品、原油等の関税率を引き下げ、牛肉等農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずるとともに、旅行者等の別送貨物について簡易税率を適用するほか、平成元年三月末日に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の免税還付制度の適用期限の延長、海洋開発用物品の免税制度の廃止、加工再輸入減税制度の対象物品の拡充、保税倉庫の蔵置期間の延長等、所要の改正を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う平成元年度一般会計の関税減収見込額は、約三百五十億円（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計への税源振替分を含む）である。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

附帯決議

世界経済における我が国の立場を踏まえ、調和ある对外経済関係の形成に努めるとともに、国際的協調特にガット・ウルグアイ・ラウンドの積極的推進等を通じ、自由貿易体制の維持・強化、世界経済の安定的成長に引き続き貢献し得るよう努めること。

関税率の改正に当たっては、国内産業への影響を十分考慮し、農産物輸入自由化等の貿易を巡る諸情勢の変動に対処するため、特に農林水産業及び中小企業の体质の改善を併せ考えつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

輸出入貿易量及び出入国者数の伸長等に伴う税関業務量の増大に加え、覚せい剤、銃砲、不正商品等の水際における取締りの一層の強化が社会的要請になつてゐることにかんがみ、業務処理体制等の一層の見直しを行ふことにより税関業務の効率的、重点的運用に努めるとともに、税関職員の特殊な職務を考慮して待遇改善、職場環境の充実及び中長期的展望に基づく定員の確保等に特段の努力を行うこと。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月二十四日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

閑税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案外二件

関税定率法等の一部を改正する法律

(国税定率法の一部改正)

(国税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。)

第三条 第一条第一項中「輸入する貨物に対する」、「附表」を「付表に、

「輸入」、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物に対する貨物の全部」に改める。

第二十一条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「あへんその他の麻薬及びあへん吸煙具。但し「麻薬、大麻、あへん及びしがら並びに覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十一号))にいわう覚せい剤原料を含む。」並びにあへん吸煙具。ただしに改める。

別表第〇一〇六・一〇号中「牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)」を「牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)」に改める。

別表第〇一〇六・一〇号中「牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)」を「牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)」に改める。

別表第〇一〇六・一九号を次のように改める。

〇一〇六・一九  
A 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの

B その他のもの

イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)

ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしていらないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。)

ハ その他のもの

二 その他のもの

ト 牛の臓器及び舌のもの

二 その他のもの

一 ほほ肉及び頭肉

別表第二七〇九・〇〇号中「五三〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第二七一〇・〇〇号中「三三七〇円」を「三一三〇円」、「一五〇円」を「一・九一〇円」、「一・一〇〇円」を「一・八四〇円」、「一・八九〇円」を「一・七一〇円」、「八一〇円」を「六七〇円」に改める。

(国税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一条に次の二項を加える。

2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

第五十七条第二項を削る。

第六十二条中「許可の取消」の下に「第五十一条第一項(保稅倉庫に外国貨物を置くことができる

期間の延長)」を加える。

第三百十八条第三項中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項第一号中「及びロを削り、ハをヒとし、ニを削り、ホをロ」とし、ヘをハとし、トをニとし、同項第二号中「のうち、当該輸入割当てが申請に基づき自動的にされるものとされている品目以外のもの」を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「異なる期限」の下に「又

は期間」を、「期限まで」の下に「又は当該期間内」を加える。

第三条から第六条までの規定中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め。

第六条の二及び第六条の三を削る。

第七条第一項、第七条の二第一項並びに第七条の三第一項及び第四項中「昭和六十四年三月三十

一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」、「四百四十円」を「一百九十四円」に、「三七〇円」を「二百四十五円」に改める。

第七条の五第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(牛肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成二年度から平成五年度までの各年度において、次に掲げる場合のいずれにも該當する場合には、関税定率法別表第二〇一・〇一項及び第二〇一・〇二項に掲げる牛の肉並びに同表第二〇一〇六・一〇号の二及び第二〇一・〇九号の一に掲げる牛のほほ肉及び頭肉(以下この条において「牛肉等」という。)のうち、指定日(第一号に規定する協議を要請した日から四十五日を経過した日以後の日で、政令で定めるところにより大蔵大臣が指定する日をいう。)から当該年度の末日までに輸入されるものに課する関税の率は、同法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかるらず、同表に定める税率(別表第一(A)に税率が定められている場合にあっては、当該税率)に十五ペーセントを加算した税率とする。

一 当該年度における牛肉等の輸入数量が、次に掲げる数量のうちいすれか多い数量に百分の百一

十を乗じて得た数量として大蔵大臣が告示する数量(以下この号及び次号において「牛肉等の輸入基準数量」という。)を超えるおそれがある場合において、政府が本邦に牛肉等を輸出している国(地域)を含む。(以下この号において同じ。)として政令で定める国(以下この号において「関係国」という。)に對して牛肉等の輸入数量に関する協議を要請し、当該協議に關し、当該協議を要請した日から三十日以内に当該協議を要請した関係国すべてとの合意が成立しなかつたとき。

イ 前年度における牛肉等の輸入数量

ロ 前年度における牛肉等の輸入基準数量(平成二年度にあつては、三十九万四千トンを下らない数量で大蔵大臣が告示する数量)

二 当該年度における牛肉等の輸入数量が当該年度における牛肉等の輸入基準数量を超えた場合

前項に規定する当該年度又は前年度における牛肉等の輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号(統計の作成)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として政令で定めるところにより算出するものとする。

第八条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「(加工のため輸出された貨物にあつては、政令で定めるものに限る。)」を削り、「関税定率法別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品(同表)」を「次に掲げる製品(関税定率法別表)」に改め、同項に次の各号を加える。)

一 関税定率法別表第六十二類に該当する製品(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

二 関税定率法別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品(加工のため本邦から輸出された貨物を原料又は材料としたものにあつては、政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限る。)

第八条の二第一項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「及び関税定率法別表第一五二一・九〇号に掲げる物品のうちみつろう」を削る。

第八条の三第一項中「物品にあつては、関税定率法別表第一五二一・九〇号に掲げる物品のうちみつろうに限る」を「物品を除く」に改め、同条第二項中「(関税定率法別表第一五二一・九〇号に掲げる物品のうちみつろう及び第五三・〇七項に掲げる物品を除く。)」を削る。

第八条の四第一項中「物品にあつては、関税定率法別表第五三・〇七項に掲げるものに限る」及び「物品にあつては、同法別表第五三・〇七項に掲げるものに限る」を「物品を除く」に、「掲げる日」を「定める日」に改める。

第九条、第十条第一号、第十条の二及び第十二条第一項中「第六条の三」を「第六条」に改める。

別表第一中「暫定関税率表(第二条)の下に」、「第七条の六、第八条」を加える。

別表第一(A)第〇一・〇三項の次に次の二項を加える。

○一・〇一 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

枝肉及び半丸枝肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七〇%

別表第一(A)第〇一・〇二号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

臓器及び舌

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

ほほ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの

七五%

一五%

を

別表第一(A)第〇一・〇六・一〇号中

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵のものをに限る。)

骨付き肉



その他のものうち

関税税率法第二二条第一項の規定の適用を受けないもの  
爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）  
その他のもの

当該年度における国内需要見込数量から、国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

コーンスタークの製造に使用するもの

るもの

酒の製造に使用するもの

平成二年三月二一日までに輸入されるもの

平成二年四月一日から平成三年三月一日まで輸入されるもの

平成三年四月一日から平成四年二月二二日まで輸入されるもの

「アラビア語」

—  
—  
—  
—  
—

・「〇中半」「〇〇%」を「無税」「改める。

卷之三



官 報 (号 外)

59

別表第一(A)第一〇〇八・一九号中		二 その他のもの
(1) パルプ状のもののうち カシュー・ナット(いつたもの)を除く。以外の ものに限るものとし、(2) その他のもののうち マカダミアナット(いつたもの)及び ペカン(いつたもの)に限るものとし、(3) その他 のものに限るもの(いつたものに限るものとし、 アーモンド、ココヤシト、バラダジルナット、 トマト、ヘーゼルナット、カシュー・フルナット及び カシュー・ナットを除く。)	一一〇%	
一五・四% トマトピューレー及びトマ トペースト	一一〇% トマトピューレー及びトマ トペースト	
別表第一(A)第一〇〇一・九〇号中	朝食用穀物調製品(米、小麦、大麦、裸麦及びライ 麦を単に膨脹させて又はいつて得たもの)を除く。	
一九〇四・一〇 穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食 料品のうち	一九〇四・一〇 穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食 料品のうち	
別表第一(A)第一〇〇五・五一号中	トマトソースの製造に 使用するものにつき、(1) その他に 見込数量を控除した數量を、(2) 国際市況そ の他の条件を勘案して政令で定める数量以内 のものに限る。	
一〇〇五・五 砂糖を加えたもの	一〇〇% 砂糖を加えたもの	
別表第一(A)第一〇〇五・九〇号中	豆(さや付きのものを除く)。	
一四% 豆(さや付きのものを除く)	一四% 豆(さや付きのものを除く)	
別表第一(A)第一〇〇五・九〇号中	に改める。	
一八% 豆(さや付きのものを除く)	一八% 豆(さや付きのものを除く)	
別表第一(A)第一〇〇八・九九号中	別表第一(A)第一〇〇八・九九号を次のように改める。	
一一〇〇八・九九 砂糖を加えたもの	一一〇% 砂糖を加えたもの	
二 その他のもの	二 その他のもの	
一 梅	一 梅	
二 その他のもの	二 その他のもの	
(1) パルプ状のもののうち バナナ及びアボカドー	(1) パルプ状のもののうち バナナ及びアボカドー	
(2) その他のもののうち ベリー、ブルーベリー、マンゴー、グアバ及び マンゴスカチン以外のもの	(2) その他のもののうち ベリー、ブルーベリー、マンゴー、グアバ及び マンゴスカチン以外のもの	
一一〇% バナナ及びアボカドー	一一〇% バナナ及びアボカドー	
二八% バナナ及びアボカドー	二八% バナナ及びアボカドー	
別表第一(A)第一〇〇八・九九号中	に改める。	
一一〇% バナナ及びアボカドー	一一〇% バナナ及びアボカドー	
別表第一(A)第一〇〇九・九九号中	別表第一(A)第一〇〇九・九九号を削る。	
一一〇% バナナ及びアボカドー	一一〇% バナナ及びアボカドー	

平成元年三月三十日 参議院会議録第八号  
租税特別措置法の一部を改正する法律案外二件

○ム一  
円にキ  
つロ  
きグ  
六ラ

別表第一(A)第二七一〇・〇〇号中

(1) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないもの)	温度一五度における比
(2) その他のもの	一・八〇・一七以下
(3) その他のもの	一・五度以下
(4) その他のもの	一・八〇・一七以上
(5) その他のもの	一・八〇・一七以上

円一、四〇・一〇	円二、一〇・一〇	円二、一〇・一〇
一キロリットルにつき四八〇	一キロリットルにつき四五〇	一キロリットルにつき四五〇

に、

</

卷之三



平成元年三月三十一日 参議院会議録第八号 税制特別措置法の一部を改正する法律案外二件







報 (号外)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際復興開発銀行の各国間シエアに変更をもたらすことなく資金規模の拡大を図るため的一般増資に我が国も参加するため、政府は同銀行に対し、四十一億一千四百四十万協定ドルの範囲内において追加出資することができる」とするものであります。

〔本岡昭次君登壇 拍手〕  
○本岡昭次君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、税関の業務量の増大等についての対応策、累積債務国に対する債務救済策のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果  
されも多數をもつて原案どおり可決すべきものと  
決定いたしました。

なお、関税率法等の一部を改正する法律案と  
対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(十一屋義彦君) ただいま委員長報告がありました議案のうち、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。本岡昭次君。

○本岡昭次君登壇 拍手

本法律案はさきに自民党単独で強行成立させた消費税実施を第一の目的にしているのであります。が、政府は、現下の政治状況において、これはどう拒否反応の強い消費税の導入が果たしてうまくいくとでも本気で考えて いるのでありましょうか。国民は既に竹下自民党内閣に不信任を突きつけているのであります。そのことは自民党の皆さんがあ一番御存じのはずであります。二月の福岡参議院補欠選挙を初め、宮城、千葉の知事選挙など連の選挙結果で明らかであります。さらに、竹下内閣の支持率は、各報道機関の世論調査において歴代内閣の最低記録を更新し続け、遂に一けたになる実態は何よりの証拠であります。国民の合意を全く失いたまま、公約に違反し、しかもリクルート汚職に汚れた手で消費税を強行したのが根本的な間違いであります。したがって、竹下内閣が今選択すべきことは、消費税の実施でなく、直ちにこれを凍結し、総辞職して国民に信を問うるだけなのであります。

消費税については、竹下總理も逆進性を初めて多くの懸念を挙げ、その欠陥を認めています。政府の宣伝する大型減税も、低中所得層には消費税の逆進性が強く影響し、消費税が過重な負担にならないとだけなのであります。

など、その懸念は何一つ解消されないのであります。特に、今まで税金を納めていなかつた高齢者や母子世帯などの低所得者は、今さらのようないつの税の逆進性を実感し、寡婦控除の引き上げや補正予算に盛り込まれた福祉一時金、来年度予算の生活保護基準、年金の引き上げなどのこまがさでは火のついた怒りを消すことができないのであります。

りを上回る利税収入があり、今年度も修正段階に五兆円を上回るほどの好調が続いているのであります。消費税導入の理由に高齢化社会への対応を挙げながら、自民党政権にはそれへの具体的展望もありません。逆にうたい文句とは裏腹に、年金支給開始年齢を六十五歳に引き下げたり、あるいはまた八九年度予算案には防衛費の突出ばかりが目立つなど、社会保障が後退している始末であります。

中小事業者の納税事務の簡素化のために導入された簡易課税方式、限界控除、免税事業者の仕組みは、税の二大原則である公平、中立に反し、業種間に大きな不公平を生み出しています。自由経済の根幹を揺るがすカルテルは、大企業を潤すだけで、中小企業はかえって窮地に陥りかねないのです。その結果として、消費者の納めた消費税が四千八百億円も国に納入されず、その税金が大企業の利益として吸い上げられて、よくとどめられています。

とりあえず消費税の四月一日実施を凍結し、時間的余裕を持って自後の処理に当たるべきなのであります。

費税が四千八百億円も国に納入されず、その税金が大企業の利益として吸い上げられていくことを制度として認めるなど、到底納得できるものではありません。

これが消費税実施を前提とした本法案に反対する第一の理由であります。

第二に、本法案に盛り込まれている消費税導入

く、税制の命とも言うべき公平性を欠いた欠陥税制であることが明白となりました。にもかかわらず、大蔵大臣は、若干の混乱は新税であるゆえの

円滑化対策の具体的な内容自体にも問題がある」といふ。

るはずなどと放言し、政府みずからが認めた欠陥税制の帰結であることを認めようとしたとしておりません。

を補うものとは言えません、個人事業者に対する消費税確定申告期限を三月にすることが合理的であるならば本法で措置すべきであり、業種ごとの特別措置はその効果が不明なばかりか、税制をま

すます複雑にするものであつて、このような特別措置を講ずるよりも、税制論議を一からやり直すべきことを主張いたします。

第三に、土地税制度改革の不十分さについて指摘いたします。

地価の高騰と資産格差の拡大が公平化社会を破壊する要因となつてゐる今日、土地に対する価値

観を含む抜本的な土地対策は急務であります。それは、登録免許税の課税標準の特例廃止や収用等の上に抜本的な土地税制の確立が求められておりますが、その具体的構想もないまま、本法案では、

譲渡所得の特別控除を三千万円から五千万円に、農地の保有合理化等の場合は五百万円から八百万円に引き上げなどの改正を行うこととしています。果たしてそれがどれほどの意味を持つのか。税負担の公平確保のために資産課税の強化が強く叫ばれてゐるとき、方向感覚のない改正は逆行的でさえもあります。

我が党はこれまで、租税特別措置を原則的に廢止し、社会政策的に必要のあるものは歳出をもつて充てるよう主張してきました。それは不公平税制是正の中心課題でもありますが、消費税を取り込んだ税体系が強行されたことによつて逆に封じられてしまつたことはまことに遺憾であります。

それを証明するかのように、本法律では新たな特別措置が加えられる始末で、断じて容認できません。

以上が本法案に反対する理由であります、緑

り返し、消費税の中止、内閣の總辞職を強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

○議長(土屋義彦君) まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案

の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、関税特別法等の一部を改正する法律案並びに国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、両案は可決されました。

#### 審査報告書

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年三月二十九日

科学技術特別委員長 高桑 栄松

参議院議長 土屋 義彦殿

を勧奨しつゝ、引き上げに努めること。

二、越境損害については、国際動向を注視しつゝ、今後の我が国の対応のあり方について、さらに調査検討を行うこと。

三、不測の事態に対処するため、避難訓練等防災対策の強化充実を図ること。

四、最近の事故等にかんがみ、原子力発電所の安全確保に努めるとともに、一層厳密な点検・保守を行い、機器・材料の品質の維持、改善、向上に努めること。

五、下請業者を含む作業員の放射線被曝の低減化及び放射線被曝管理の充実を図ること。

六、将来の廃炉措置に備え、研究開発の一層の推進に努めること。

七、放射線の人体に対する影響評価のためのデータの蓄積を図ること。

右決議する。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

本法施行のため、平成元年度一般会計予算中予算総則に原子力損害賠償補償契約金額の限度額として七千八百十九億円が計上されている。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月二十四日

参議院議長 原 健三郎

委員長高桑栄松君

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「百億円」を「三百億円」に改め

る。  
第二十条中「昭和六十四年十二月三十一日」を「平成十一年十二月三十一日」に改める。

第二十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め

る。  
第二十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

この法律は、平成二年一月一日までの間において政令で定める日から施行する。

#### 附 則

〔高桑栄松君登壇、拍手〕

○高桑栄松君 ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

原子力の開発利用を進めるに当たりましては安全の確保が大前提であることは申すまでもありませんが、さらに、万一の際に備え損害賠償制度を整備拡充し、被害者の保護に万全を期する必要があります。

このような観点から、本法律案は、現在の賠償措置額百億円を三百億円に引き上げるとともに、

原子力の損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する国の援助に関する規定の適用期限である昭和六十四年十二月三十一日を平成十一年十二月三十一日まで延長するものであります。

委員会におきましては、賠償措置額の考え方、

最近の原子力事故、原子力防災対策の実情等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、賠償措置額について、今後一層の引き上げに努めること等七項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

○議長(土屋義彦君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) この規程は、平成元年四月一日から施行する。

○議長(土屋義彦君) 本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

出席者は左のとおり。

○議長(土屋義彦君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお詫びいたします。

議長 土屋 義彦君  
副議長 濑谷 荘行君

議員
及川 順郎君
勝木 健司君
刈田 貞子君
橋本孝一郎君
青木 茂君
中野 鉄造君
小西 博行君
木本平八郎君
太田 淳夫君
猪熊 重二君
竹山 裕君
広中和歌子君
矢原 秀男君
峰山 昭範君
和田 敦美君
三治 重信君
中野 明君
中西 珠子君
多田 省吾君
伏見 康治君
田渕 哲也君
徳永 正利君
青島 幸男君
陣内 孝雄君
喜屋武真榮君
佐藤謙一郎君
松岡滿壽男君
吉川 博君
片上 公人君
平野 清君
木本平八郎君
太田 淳夫君
猪熊 重二君
竹山 裕君
広中和歌子君
矢原 秀男君
峰山 昭範君
和田 敦美君
三治 重信君
中野 明君
中西 珠子君
多田 省吾君
伏見 康治君
田渕 哲也君
徳永 正利君
青島 幸男君
陣内 孝雄君
喜屋武真榮君
佐藤謙一郎君
松岡滿壽男君
吉川 博君

平成元年三月三十一日 参議院会議録第八号

## 議長の報告事項

去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大島 友治君

補欠

本村 和喜君

補欠

野沢 太三君

補欠

二木 秀夫君

補欠

成相 善十君

補欠

吉川 芳男君

補欠

山本 富雄君

補欠

松本 英一君

補欠

馬場 富君

補欠

西村 尚治君

補欠

穂山 篤君

補欠

渡辺 四郎君

補欠

片上 公人君

補欠

馬場 富君

補欠

吉川 芳男君

補欠

吉川 芳樹君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(關法第九号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及び

その出張所の設置等に關し承認を求める件

同日次の質問主意書を内閣に転達した。

消費税法実施に関する質問主意書(猪熊重二君提出)

同日本院は、公害等調整委員会委員に海老原義彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に内山喜久雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に草場敏郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保障制度審議会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

去る二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 商工委員

辞任

降矢 敬義君

補欠

田代由紀男君

補欠

渡辺 四郎君

補欠

藤井 恒男君

補欠

山田 勇君

補欠

中西 珠子君

補欠

坂野 重信君

補欠

本村 和喜君

補欠

## 内閣委員

辞任

野田 哲君

補欠

大島 友治君

補欠

小野 明君

補欠

## 内閣委員

辞任

本村 和喜君

補欠

大島 友治君

補欠

小野 明君

補欠

## 商工委員

辞任

降矢 敬義君

補欠

田代由紀男君

補欠

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

野沢 太三君

補欠

二木 秀夫君

補欠

成相 善十君

補欠

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

吉川 芳樹君

補欠

## 内閣委員

辞任

吉川 芳樹君

補欠

&lt;p





## 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法

律案(閣法第六三号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案

は同院においてこれを承認することを議決した  
（重山等の委員）。

旨の通知書を受領した

き、労働基準監督署並びに公共職業安定所及び

その出張所の設置等に關し承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を

受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基  
き、労働基準監督署並びに公共職業安定所設立

その出張所の設置等に關し承認を求めるの件

本日委員長から次の報告書が提出された。

## 平成元年度一般会計暫定予算、平成元年度特別

# 会計暫定予算及び平成元年度政府関係機関暫定

## 予算審査報告書

卷之三

卷之三

日本防衛特許協定等に関する質問主意書

木の實間三九詩社同人集第一

平城元年二月廿日

丸谷  
金保

參議院議長  
土屋 義彦殿

—

卷之三

日本防衛特許協定等に關する質問主意書  
米特許制度は公開を原則とし、新しい発明として権利を与える、発明者の利益を守ることにて技術水準を高め、産業の發展に役立たせるが目的である。

かるに、「日米防衛特許協定」の活性化と新し米科学技術協力協定の締結によつて、特許に軍事秘密保護の強化が導入され、制度の目空洞化されるばかりか、世界の緊張緩和の方は逆の方向に進もうとしている。

つて、以下の諸点について政府の見解を伺ひ  
防衛目的のために特許権及び技術上の  
議の交流を容易にするための日本国政府とア  
リカ合衆国政府との間の協定について

同協定第三条に関する議定書第三項を実施  
するための「手続き細目」が公表されているに  
もかかわらず、それを両国政府が受け入れた  
ことを表明した「口上書」を公表できない理由  
を明確にされたい。

山本防衛庁装備局長と、コステロ米国防次  
官が署名した「了解覚書」を公表できない理由  
は何か。

### 秘密保護問題

「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」(以下「MDA秘密保護法」という)が適用されることとは、特許庁長官の八十八年四月十四日の国会答弁からも明らかである。しかし、それは協定出願の一部分にすぎない。他の協定出願についてはどのような秘密保護法規が適用されるのか。

2 千九百五十六年五月十六日の衆議院外務委員会における政府答弁によれば、協定出願と無関係に日本で発明した技術の出願であるかどうかを認定するのは、「犯罪の構成要件の問題であるから、MDA秘密保護法漏洩罪に該当するかどうか」という前提のもとに、第一次的には捜査当局、検察当局、最終的には裁判所が決定することとなる」と述べている。

米国の協定出願の内容は、日本の発明者には分からぬ、特許庁、捜査当局ですら分からぬのが実情である。逆に、もし捜査当局がその内容を知り得るならば、当局自身が秘密保護規制の対象になるのではないか。さらに、米国からの協定出願に関して日本人の発明がいちいち犯罪の容疑をかけられるのであれば安心して研究、発明に従事することができず、甚だ不穏当ではないのか。

3 この協定は既に実施されており、協定出願も既に出されている。それに対応して、

警察、検察当局はどのような体制を整備して臨んでいるのか。

特許権や科学技術について専門的な知識を持たなければならない検査員の人材などを新たに養成・配置し、また特許庁との協力関係はどうなっているのか。

4 日本政府が使用を許されない「技術上の知識」にかかる協定出願は、MDA秘密保護法の規制対象になり得ないが、その場合に、日本人の発明がそのことと無関係なものであるかどうかを検査するのは、どのような法的根拠に基づいて行うのか。

#### 四 F-SXの共同開発問題

「MDA協定に基づく日本国に対する一定の防衛分野における技術上の知識の供与に関する交換公文」に基づき、F-16のブラック・

ボックスを米国政府は日本政府に供与することになった。その結果、八十八年十一月二十九日にF-SXの共同開発についての政府間取極が締結された(「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく、次期支援

4 「対米武器技術供与に関する交換公文」によると、「アメリカ合衆国の防衛能力を向上させるために必要な武器技術」として、米国側が要求する技術は、すべて対米供与し

7 「研究交流促進法」第七条によれば、例えばF-SX共同開発の場合に、対米供与する武器技術は「無償」または「時価よりも低い」価格で米国に実施権を与えることになっていなければならぬことになるのではないのか。それが日本側が供与する場合の「適切に」の意味ではないのか。

5 「了解覚書」の「概要」によると、「米国側はF-16に関する技術情報を適切に日本側に供与する」となっている。この場合の「適切

て遺憾である。よって、以下の諸点につき政府の見解を明らかにされたい。

1 「F-SX共同開発に関する了解覚書」は極めて簡単な「概要」と称する文書しか公表されていない。

同「覚書」を全文公表しなければ、まともな国会審議はできないのではないか。

2 「交換公文」によると、開発費は全額を日本の負担となっている。したがって、開発による知的所有権は、当然すべて日本政府が所有することになると考へるがどうな

のか。

3 「了解覚書」の「概要」によれば、「日本側は開発の成果として得られた技術情報を適切に米側に供与する」となっている。この「適切に」の意味を具体的かつ明確にされたい。

4 「対米武器技術供与に関する交換公文」によると、「アメリカ合衆国の防衛能力を向上

するための法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助に関する規定並びに当該援助の条件及び終了に関する規定」などの米国国内法に従うことを条件としている。しかし、日本の場合には、対米武器技術供与は米国のように、自国の利益を判断する基準となる国内法の整備がなされていないのではないか。

5 「了解覚書」の「概要」によると、「米国側はF-16に関する技術情報を適切に日本側に供与する」となっている。この場合の「適切

に」の意味は、日本側が要求するものすべてと解釈してよいのか。

6 F-SX共同開発に限っていえば、米国側が要求する技術はすべて供与したことになれるであろうが、一般的にいえば「MDA協定」によつて、米国側が対日供与する武器技術を決定する場合は、「千九百四十九年相互防衛援助法、千九百五十一年相互安全保障法」の二法律を修正し又は補足する法律及びこれら法律に基く歳出予算法の当該援助に関する規定並びに当該援助の条件及び終了に関する規定」などの米国国内法に従うことを条件としている。しかし、日本の場合には、対米武器技術供与は米国のように、自国の利益を判断する基準となる国内法の整備がなされていないのではないか。

7 「研究交流促進法」第七条によれば、例え

ばF-SX共同開発の場合に、対米供与する武器技術は「無償」または「時価よりも低い」価格で米国に実施権を与えることになつて

いるが、逆に米国が日本に武器技術の実施権を与える場合には、「無償」または「時価よりも低い」価格で供与されることになつて

いるのか。

本政府が負担するのは「研究開発分担金」であつて「全額負担」ではない。かかるにF.S.X共同開発の場合には、日本政府が全額負担となっているのは理解に苦しむのである。そこで、米国政府が分担金を負担せず日本から技術供与を受けられる合理的な理由はどこにあるのか。

9 「M.D.A協定」によると、米国が対日武器技術供与を行う際には、同協定の「附屬書下」によって、その援助の進捗状況を観察するため、米国から日本に外交特権を持つた職員を駐在させることができる。だがなく、その職員の活動に対し日本が随時円資金を負担することになっている。逆に日本が対米武器技術供与を行う際には、日本が米国において米国と同様の措置が実施される取極があるのか。

### 二 「日米科学技術協力協定」に関する質問

(1) この協定に附屬する二通のサイド・レターが公表されたが、それによると共同研究の過程で創出されたものについて、米国が「国防」の指定を行った後に、そのものがこの協定による協力活動から除外となつた場合に、そのものの取扱いはどうなるのか。さらに、日本は協力関係から手を引くのか。さらに、その場合技術協力に変更されるのか。又は、日本は協力の知的所有権の配分はどうなるのか。また、それが日本で行われる共同研究であった場合

には、どのような秘密保護措置をとるのか。それが米国で行われている共同研究であった場合、米国はそれを秘密特許とすることができるのか。

(2) 八十八年十月の第一回日米合同高級委員会において、情報アクセス小委員会が設置され

た。米国側はこの小委員会でグレイゾーンの情報提供を要求したが、その要求にどのような項目があるのかを明らかにするとともに、日本がグレイゾーン情報を提供しなければならない法的根拠についても明確にされたい。

さらに、米国と西独とのSDI協定には、西独がグレイゾーン情報を対米供与しなければならないことが明記されているが、「日米科学技術協力協定」には、本文、附屬書以外にそのような取極が存在するのか。

### 三 「日米欧加宇宙基地協力協定」に関する質問

(1) この協定の本文、附屬書は国会に提出する方針なのか。また、この協定に関係する「サイド・レター、交換公文、了解覚書」などの資料は、すべて国会に提出して審議・採決に臨むのか。

もしこれらの関係資料を国会に提出しないとするならば、その理由を明らかにされたい。

(2) この協定のサイド・レターによつて、共同基地において米国の軍事利用を容認すること

は、宇宙平和利用の国会決議に違反するのではないか。

(3) 日本実験棟の四十六%は米国に使用権がある。米国がこの施設を軍事研究に利用することを、日本政府は拒否することができるのか。

(4) 日本実験棟の我が国使用部分で行われる日本の研究活動に対し、米国側から軍事研究の協力要請があった場合に、日本政府はこの要請を拒否することができるのか。

(5) サイド・レターによると、日本政府は米国棟での軍事利用を米国の正当な権利として認めなければならないが、この宇宙基地の居住棟は米国棟であつて、参加する各国の飛行士は米国棟で共同生活を行う結果、米国棟での軍事研究を知り得る立場に置かれることになる。したがつて、その場合に米国の秘密保護法規が他国飛行士にまで適用されることになるのではないか。そうだとすると、日本政府は日本の飛行士に対する刑事裁判権を放棄することになるのではないか。また飛行士が日本に帰国した後に、どのような秘密保護法の適用を受けることになるのか。

一の(1)について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和二十九年条約第六号。以下「相互防衛援助協定」という。）に基づく日本国に対する一定の防衛分野における技術上の知識の供与に関する交換公文の実施のための当局間の細目取極については、日米両政府間で公表しないこととされているものである。

参議院議員丸谷金保君提出日米防衛特許協定等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員丸谷金保君提出日米防衛特許協定等に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

防衛目的のために特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和三十一年条約第十二号）第三条及び同協定の不可分の一部を成す議定書（以下単に「議定書」という。）の関係規定を実施するための手続細目に関し、同協定に基づく技術財産委員会が行った勧告を日本各政府が受諾する旨を相互に通報した口上書については、外交当局間のやりとりの文書でもあり、日米両政府間で公表しないこととされているものである。

一の(2)について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和二十九年条約第六号。以下「相互防衛援助協定」という。）に基づく日本国に対する一定の防衛分野における技術上の知識の供与に関する交換公文の実施のための当局間の細目取極については、日米両政府間で公表しないこととされているものである。

一の(3)について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和二十九年条約第六号。以下「相互防衛援助協定」という。）に基づく日本国に対する一定の防衛分野における技術上の知識の供与に関する交換公文の実施のための当局間の細目取極については、日米両政府間で公表しないこととされているものである。

一の(4)について

日本公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）等の関係規定が適用される。

平成元年三月二十八日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 土屋 義彦殿

## 一の(三)の2について

捜査機関の職員が、捜査上の必要から日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号。以下「秘密保護法」という。）第一条第三項に規定されている防衛秘密（以下「防衛秘密」という。）に該当する協定出願（議定書第三項（a）に規定されている特許出願又は実用新案登録出願をいう。以下同じ。）の内容を知ること自体は、秘密保護法の規定に違反するものではない。ただし、当該職員が、正当な事由がなく当該協定出願の内容を他人に漏らしたときは、秘密保護法の規定に違反することとなる。

## 官報(号外)

また、防衛秘密に該当する協定出願の対象たる発明とは関係なくされた発明に関しては、当該協定出願の対象たる発明を公にすることと同じになるものであっても、秘密保護法の適用はなく、御指摘は当たらない。

## 一の(三)の3について

警察当局としては、秘密保護法に違反する事

件については、平素から捜査活動あるいは関係省庁からの告発等による捜査の端緒入手を図つておらず、捜査の端緒を得た場合には、検察当局、特許庁その他関係省庁と緊密な連携を保ち、必要に応じ専門家に対して鑑定嘱託を行うなどして、適正妥当な捜査を行うこととしている。

専門的、科学的知識の問題については、警

察、検察当局において、それぞれ、職員に対し各種研修を行うなど、その習得に努めているところである。

## 一の(三)の4について

協定出願の対象たる発明は、我が国政府の使用に供されるものである。

## 一の(四)の1について

相互防衛援助協定に基づく次期支援戦闘機システムの共同開発に関する交換公文の実施のための当局間の細目取極については、日米両政府間で公表しないこととされており、文書そのものについては公表できない。

## 一の(四)の2について

F-S-X共同開発計画の成果として得られる技術情報は、日本政府に帰属することとなる。

## 一の(四)の3及び5について

「適切に」供与することは、相互防衛援助協定及びこれに基づく取極並びに日米両国の関係法令等に従って供与することを意味する。

## 一の(四)の4について

F-S-X共同開発計画における日本側から米側への技術供与は、今後検討されるものであり、申し述べる段階にない。

## 一の(四)の8について

F-S-X共同開発計画における日本側から米側への技術供与は、今後検討されるものであり、申し述べる段階にない。

## 一の(四)の9について

日米間に御質問のような取極はない。

## 一の(五)について

科学技术における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「日・米科学技術協力協定」という。）に基づく協力活動において取り扱われないこととなる情報及び機材の取扱いについては、個々の場合の具体的な状況により異なるので一概には論じられない。米国の国内法令の適用に係る問題は米側により判断されることとなる。なお、

## 一の(四)の6について

対米武器技術供与取極は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及びその関係法令に従って実施されるものであり、国内法の整備がなされていないというのは当たらない。

## 二の(1)について

米側が日本側に供与する技術を我が国が使用する様様は様々であり、一概には論じられない。なお、F-S-X共同開発計画における米側から日本側への技術供与は、今後実施されるものであり、申し述べる段階にない。

## 一の(四)の7について

米側が日本側に供与する技術を我が国が使用する場合に於ける「グレイゾーン」なるものについては、具体的に何を念頭においておられるのか明らかではないが、昭和六十三年十月に設置された情報アクセス小委員会は、日・米科学技術協力協定附属書Ⅱに基づき、科学技術に関する情報の利用の機会を改善するための方策につき検討を行うために設置されたものであり、それ以外の問題につき検討を行うことは想定されていない。なお、日・米科学技術協力協定には、その本文及び附属書のほか、いかなる両政府間の付隨取極も存在しない。

## 二の(1)について

御指摘の「グレイゾーン」なるものについては、具体的に何を念頭においておられるのか明らかではないが、昭和六十三年十月に設置された情報アクセス小委員会は、日・米科学技術協力協定附属書Ⅱに基づき、科学技術に関する情報の利用の機会を改善するための方策につき検討を行うために設置されたものであり、それ以外の問題につき検討を行うことは想定されていない。なお、日・米科学技術協力協定には、その本文及び附属書のほか、いかなる両政府間の付隨取極も存在しない。

日・米科学技術協力協定に基づく協力活動の過程で生じた知的所有権の配分については、日・米科学技術協力協定第六条及び附属書Ⅳが適用される。

## 三の(1)について

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、歐州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定については、附屬書を含め、その締結について国会の承認を求めるために国会に提出した。當時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関する日本国政府と合衆国航空宇宙局との間の了解覚書については、同協定の国会審議の参考として提出した。

同協定の交渉に関する交渉担当者が発出した御指摘の書簡については、国会等からの資料提出要求に応じてこれを提出することとしている。

### 三の(1)について

国会決議の有権的解釈は、もとより国会においてなされるべきものと理解しているが、政府としては、我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する国会決議は、我が国における開發及び利用を対象としたものであると考えている。

政府としては、宇宙の平和利用に関する我が国の立場を十分踏まえて対処してきており、今後ともこの方針に変わりはない。

### 三の(2)及び(4)について

日本実験棟の利用が平和的目的のためのものであるかないかは、我が国政府が決定する。我が国政府が平和的目的のためのものでないと決定した場合には、そのような利用は、行われない。

### 三の(4)について

米国が提供する宇宙基地の要素において米国の秘密の情報が取り扱われ、我が国が派遣する宇宙飛行士がそのような情報に接することとなる事態は、想定し難い。

第一種  
明治二  
十五年三  
月三十日  
便物認可

平成元年三月三十一日 參議院会議録第八号

発行所  
〒一〇五  
虎ノ門二丁目二番四号 東京都港区  
大蔵省印刷局  
電話  
03(587)4302  
定価  
本号一部  
三三九円  
(七) 合計

一一六